

町田市立学校の適正規模
適正配置等について

(答申)

町田市立学校適正規模
適正配置等審議会

1998年12月24日



1998年12月24日

町田市教育委員会

教育長 山田 雄三 様

町田市立学校適正規模
適正配置等審議会
会長 大野 一 男

町田市立学校の適正規模適正配置等について（答申）

本審議会は、1996年11月21日付け、96町教教庶第206号で町田市教育委員会教育長から、「町田市立学校の適正規模適正配置等について」の諮問を受け、2年間にわたり審議を重ね、結論を得るにいたり、ここに答申いたします。

目 次

はじめに	i
第1章 町田市の小・中学校の現状	1
1. 児童・生徒数	1
2. 学校の規模	3
3. 学校の配置	5
第2章 適正規模・適正配置の基本的な考え方	6
1. 基本的考え方の視点	6
(1) 現状の把握	6
(2) 子どもの視点	6
(3) 現行法規	6
2. 適正規模の基本的考え方	7
(1) 現行法規からみた適正規模	7
(2) 小規模校、大規模校のメリット、デメリット	7
(3) 適正規模の基準	8
3. 適正配置の基本的考え方	9
(1) 通学区域	9
(2) 通学距離	10
(3) 地域社会との関連	10
(4) 安全な通学路	10
(5) 小・中学校区の整合性	10
第3章 適正規模・適正配置の具体的方策並びに通学区域の編成	12
1. 小・中学校全64校の分析	13
2. 改善の目安の設定・検討対象校の抽出	14
3. 「忠生地区」検討対象校の審議	15
4. 「忠生地区」シミュレーション案(想定案)の作成・検討	16

(1) 小学校	16
(2) 中学校	23
5. 「忠生地区外」検討対象校の審議	26
(1) 小学校	26
(2) 中学校	30
6. 小・中学校区の整合性	31
7. 統合新設校の設置場所の選定	34
8. 審議結果を受けての学区変更	40
9. 現地視察の実施・懇談会の開催	41
第4章 新たな学校づくりに向けて	43
1. 事業の実施に向けて	43
(1) 早期に実施	43
(2) 子どもの心理への配慮	43
(3) 通学上の安全性に配慮	44
2. これからの学校の在り方	44
(1) 魅力ある学校づくり	44
(2) 余裕ある学校づくり	44
(3) 学校・家庭・地域の連携	44
おわりに	46
<参考資料>	
(1) 町田市立学校適正規模適正配置等審議会委員名簿	51
(2) 町田市立学校適正規模適正配置等審議会審議経過	52
(3) 諮問文	55
(4) 小・中学校 児童・生徒数、学級数の今後の推移(推計)	56
(5) 児童・生徒数からみた各校の通学区域の見直し(小・中概観)	59
(6) 小・中学校通学区域シミュレーション案	65
(7) 小・中学校通学区域図[1998年(平成10年)12月1日現在]	67
(8) 町田市立学校適正規模適正配置等審議会条例	69

はじめに

戦後50余年、わが国は教育制度の整備・充実を図るとともに、日本人の勤勉性ともあいまって、世界でも類を見ないスピードで経済成長を成し遂げ、今日、経済分野をはじめ社会的にも国際社会のリーダーの一員として、その一端を担うまでに発展してきた。

しかし、21世紀を目前に控え、わが国を取り巻く経済、社会環境は大きな転換期を迎えている。将来を担う子どもたちの教育環境においても例外ではなく「不登校」、「校内暴力」等々、学校内外にわたって問題が多発しており、近年さらに発生数が増加の傾向にある。

町田市は、1960年代後半からの高度経済成長期に、都心への交通の利便さや、緑地が比較的多い良好な住環境からベッドタウン化現象が現れ、人口が急激に増加してきた。特に短期間に大規模団地（集合住宅）が数多く建設され、人口急増に拍車をかけた。そのため、町田市制施行時、6万人余であった人口は、この大規模団地の建設ラッシュにより、一時期、年間2万人強という急激なペースで人口の増加がみられた。それに伴い、児童・生徒数も急増してきたため、子どもたちの就学のを確保することが急務となり、小・中学校の新築、増改築等、教育施設整備に全力を注いできた。その結果、現在、町田市は小学校44校、中学校20校を擁するまでになったのである。

しかし、女性の社会参加、晩婚化、子育ての環境の変化等から、出生率は年々低下の傾向にあり、全国的に人口増加率は鈍化してきている。このような傾向は町田市でも例外ではなく、人口増加率は1969年（昭和44年）の19%をピークに減少傾向にあり、児童・生徒数も大幅に減少している。教育委員会の推計によると児童・生徒数は、今後も引き続き全体的には減少傾向にあるが、その一方で、宅地開発等により居住者が増加している地域を通学区域にもつ学校では、児童・生徒数の増加がみられることから、学校間の規模の格差が生まれ、年々進みつつある。

こうした状況の中、町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下、「審議会」という。）は、1996年（平成8年）11月21日、教育長

から次の事項について諮問を受けた。

1. 町田市立学校の適正規模、適正配置の基本的考えについて
2. 町田市立学校の適正規模、適正配置の具体的方策、並びに通学区域の編成について

この諮問を受けて以来、審議会では、常に子どもの立場にたち、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に向けて、多角的かつ総合的観点から審議を重ねてきた。また、審議に際しては、市民に開かれた審議を行うため、審議会を常時公開するとともに、該当校の保護者の方々をはじめ、地域住民、関係機関等からも意見を拝聴し参考とした。

審議会は、およそ2年間にわたる審議を経て、このたび、「町田市立学校の適正規模、適正配置の基本的考えとその具体的方策、並びに通学区域の編成について」の結論を得るにいたり、ここに答申するものである。

第1章 町田市の小・中学校の現状

1. 児童・生徒数

東京都の南西部に位置し、西北に多摩丘陵を擁する町田市は、交通の利便さや、また首都圏近郊にして比較的緑地が確保されていたことから、ベッドタウン化のきざしが早くからみられ、その傾向に拍車をかけたのは、1960年代後半からの高度経済成長であった。町田市の都市化への発展過程での特徴的なことは、住宅・都市整備公団、東京都住宅供給公社によって大規模団地が建設されたことである。その結果、人口増加が年間2万人強という時期もあり、人口は飛躍的に増加していった。

人口の増加に伴って、児童・生徒数も大きな変化をみせ、1974年（昭和49年）から1977年（昭和52年）にかけては、年間3千人強の増加が続いた。1970年代から80年代にかけて毎年2、3校の新設校が建設され、1980年（昭和55年）には5校の新設校を建設した。児童と生徒の総数がピーク時であった1982年（昭和57年）5月には、51,509人、1,288学級を擁した。また、この児童数と生徒数及び学級数を小・中学校別でみると、小学校は1980年（昭和55年）に36,767人、934学級、中学校は1985年（昭和60年）に17,609人、419学級とピークに達した。この児童・生徒数の急激な増加は、必然的に学校数の増加も招き、現在、小学校44校、中学校20校を擁するにいたっている。

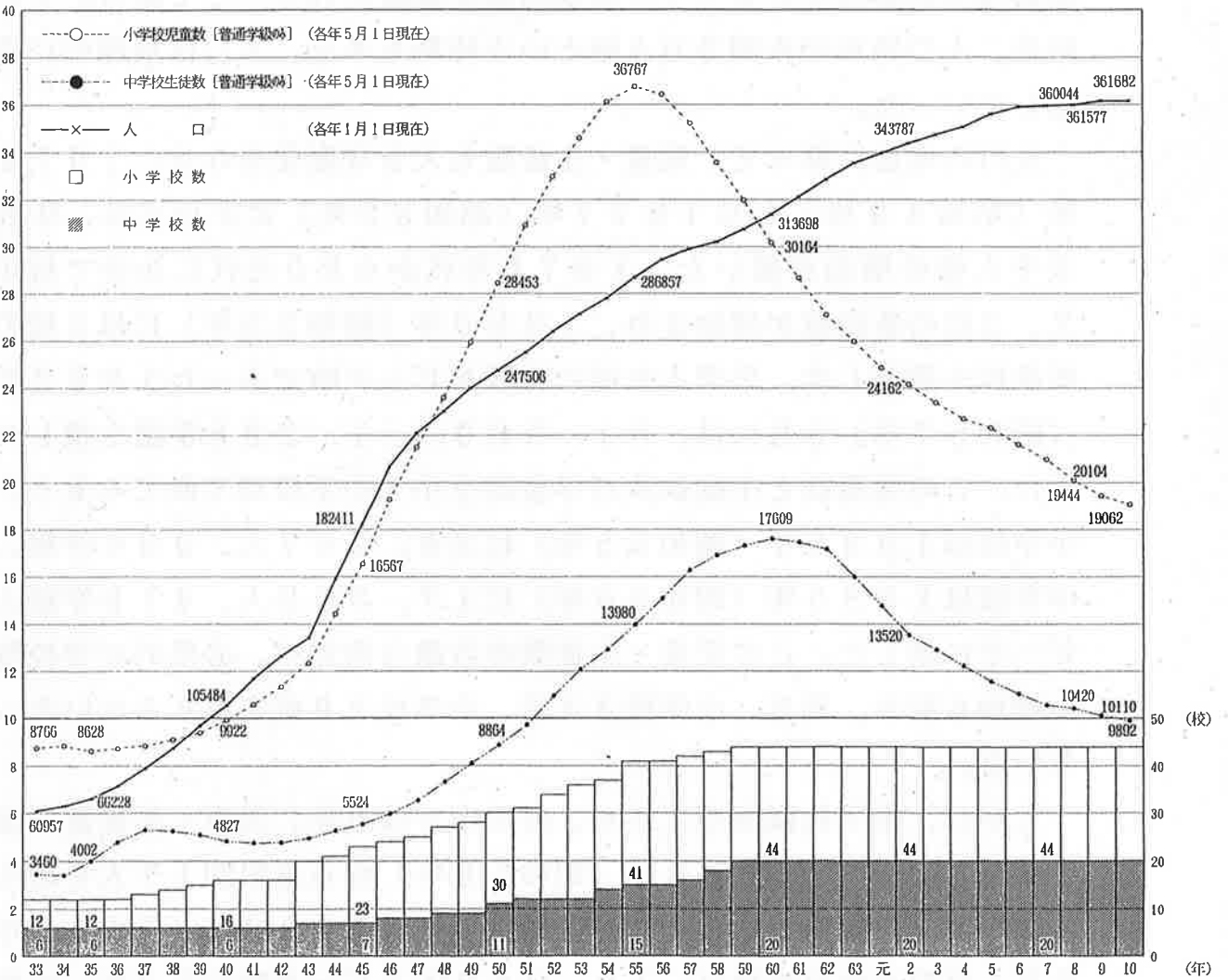
しかし、少子化傾向などから、町田市では近年、児童・生徒数の減少が著しく進み、1983年（昭和58年）からは年間1千人を越える減少傾向が続いている。この影響を受け、1998年（平成10年）5月1日現在の児童数は、19,062人とピーク時の52%、生徒数は9,892人とピーク時の56%であり、この児童・生徒数の減少傾向は今後も続くものと予想される。

なお、1998年（平成10年）1月1日現在で、町田市の人口は、

361, 682人であり、ここ数年は横ばい状態にある。

人口と児童・生徒数の推移

人口
(万人)
児童・生徒数
(千人)



2. 学校の規模

町田市では児童・生徒数の減少に伴い、幾つかの学年が単学級、あるいは全学年が単学級という小学校が出現し、小規模校化の傾向が現れている。すでに全学年が単学級の状況にある学校は、1998年（平成10年）5月1日現在では、緑ヶ丘小学校と忠生第四小学校の2校である。小規模校化は、特に通学区域内に大規模団地を抱えている学校で顕著に現れている。

一方、交通の利便性が高く、マンションが相次いで建設されている市中心部を通学区域内に抱えている学校や、土地区画整理事業等、宅地開発が活発に進んでいる地域の学校では、児童・生徒数が増加の傾向にある。

このように、小・中学校では、各々の学校間の規模に格差が生じ、年々広がりつつある。1998年（平成10年）5月1日現在、小学校で最大の規模を有する学校は、小山小学校で児童数750人、22学級、他方、最小規模の学校は忠生第四小学校で児童数176人、6学級（緑ヶ丘小学校も6学級）であり、学校規模に約4倍のひらきがある。中学校でみた場合は、最大が忠生中学校で生徒数748人、20学級（小山田中学校も20学級）、最小が武蔵岡中学校で236人、7学級であり、約3倍のひらきとなっている。

1998年(平成10年)5月1日現在
普通学級の児童・生徒数、学級数

小学校44校

学 校 名	人 数	学 級	学 校 名	人 数	学 級
町田第一小学校	539	17	南成瀬小学校	444	13
町田第二小学校	283	11	南つくし野小学校	380	13
町田第三小学校	377	12	鶴川第一小学校	388	12
町田第四小学校	402	13	鶴川第二小学校	290	12
町田第五小学校	544	17	鶴川第三小学校	383	12
町田第六小学校	315	12	鶴川第四小学校	520	17
南大谷小学校	493	15	金井小学校	525	16
本町田西小学校	219	8	大蔵小学校	628	18
藤の台小学校	567	16	三輪小学校	642	19
緑ヶ丘小学校	186	6	忠生第一小学校	707	20
本町田東小学校	342	12	小山田小学校	330	12
原小学校	354	12	忠生第三小学校	460	15
南第一小学校	600	18	忠生第四小学校	176	6
南第二小学校	512	17	忠生第五小学校	280	11
南第三小学校	388	12	忠生第六小学校	279	9
南第四小学校	574	18	忠生第七小学校	370	12
つくし野小学校	266	11	木曾小学校	263	11
小川小学校	500	17	山崎小学校	407	12
成瀬台小学校	503	16	小山田南小学校	736	21
鶴間小学校	334	12	小山小学校	750	22
高ヶ坂小学校	296	12	相原小学校	607	18
成瀬中央小学校	476	14	大戸小学校	427	14
小学校合計	19,062人	613学級			

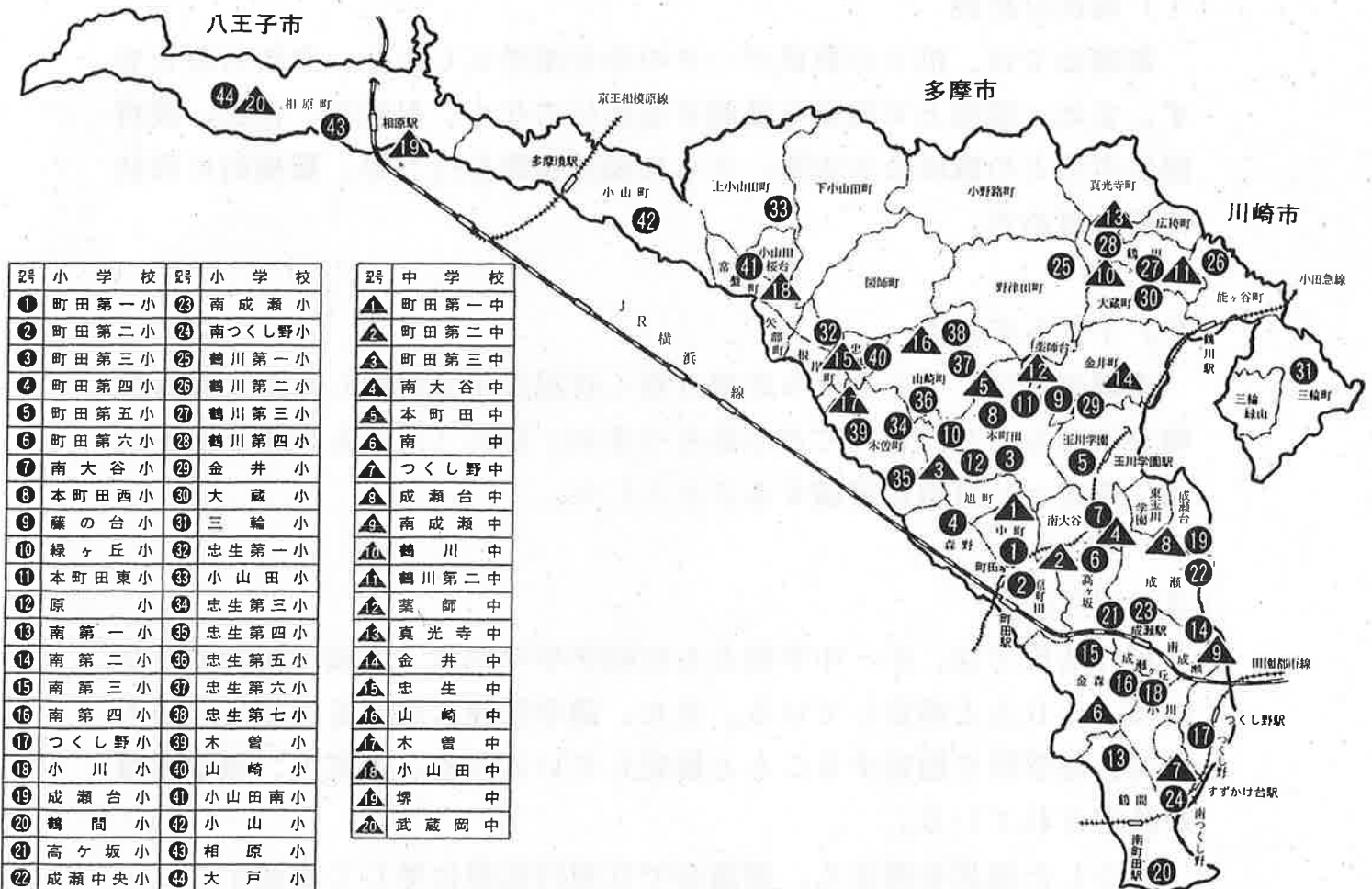
中学校20校

学 校 名	人 数	学 級	学 校 名	人 数	学 級
町田第一中学校	614	17	鶴川第二中学校	596	16
町田第二中学校	457	12	葉師中学校	405	12
町田第三中学校	441	12	真光寺中学校	251	8
南大谷中学校	512	14	金井中学校	466	13
本町田中学校	326	10	忠生中学校	748	20
南中学校	609	16	山崎中学校	465	13
つくし野中学校	588	16	木曾中学校	288	9
成瀬台中学校	548	14	小山田中学校	720	20
南成瀬中学校	592	16	堺中学校	610	17
鶴川中学校	420	13	武蔵岡中学校	236	7
中学校合計	9,892人	275学級			

3. 学校の配置

町田市は、児童・生徒数の増加に伴う学校建設において、通学距離も配慮しつつ、全体的にはほぼ適正となるように学校の配置を図ってきた。しかし、大規模団地が集中している地域では、短期間に児童・生徒数が急増したため、施設確保が急務となり一定の地域に多くの学校が設置されたことから、相互に近接した状況となっている。特に東京都住宅供給公社町田木曾住宅、住宅・都市整備公団町田山崎団地等の周辺地区では、小・中学校合わせて15校が設置されており、その中には、原小学校と緑ヶ丘小学校、忠生第六小学校と忠生第七小学校のように、道路を隔てて、向かい合うという形での建設を余儀なくされたところもあった。

小・中学校配置図



第2章 適正規模・適正配置の 基本的な考え方

1. 基本的考え方の視点

町田市では「第1章町田市の小・中学校の現状」で述べたとおり、小・中学校の小規模校化等が進み、学校間の規模の格差が生じ、それは年々広がりつつある。審議会は、子どもたち一人ひとりが豊かな個性を育み、自立できるよう、より良い教育環境、条件、体制の整備・充実の実現に向けて、学校間の規模の格差がもたらす学校教育上、学校運営上の諸問題を是正することが重要であると認識し、次の視点から審議にあたった。

(1) 現状の把握

審議会では、机上の数値データのみを基準としたり、判断材料とせず、また、図面上で現場を推測するだけでなく、保護者、住民、教育関係者等との懇談会を実施、さらに現地視察を行う等、積極的に現状把握に努めた。

(2) 子どもの視点

審議会では、子どもたちを取り巻く状況を十分理解した上、教育環境が子どもたちにとってどうあるべきか、常に「子どもの視点」を念頭に置きつつ慎重に審議することとした。

(3) 現行法規

現行法規では、小・中学校ともに同学年の児童・生徒で編制する学級は、40人と規定している。また、通学区域に関する規定はないものの、通学校を指定することと規定しているため、事実上、通学区域が設定されている。

こうした現状を踏まえ、審議会では現行法規に準じて審議することとした。

2. 適正規模の基本的考え方

(1) 現行法規からみた適正規模

適正規模を確定する要素としての学級数は、学校教育法施行規則第17条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とある。これは、中学校にも準用すると規定している。

(2) 小規模校、大規模校のメリット、デメリット

このように現行法規では、適正規模を小・中学校ともに、12学級以上18学級以下と規定しているが、それ以外の11学級以下の小規模校、19学級以上の大規模校について、それぞれのメリット、デメリットを掲げると主に次のような項目が考えられる。

①小規模校のメリット

- ・一人ひとりの個性が活かされること、教員の個性や能力が発揮されること等から、きめこまやかな教育や個性的な学級経営の展開が可能となる。
- ・教員と子どもたちとの人間的な触れ合いなど学校内の交流が活発となる。
- ・異年齢の児童との交流がより活発になる。
- ・学校行事を実施する際、子どもたち一人ひとりに活躍の機会が広がる。

②小規模校のデメリット

- ・全体的に子どもに意欲や活気が感じられなくなる。
- ・学級替えが難しく、人間関係の固定化が進み、諸問題が生じた場合、人間関係の改善、信頼回復が困難となる。また、社会性や協調性の広がり期待できない。
- ・教員交流が少なくなり、学級経営等の固定化、独善化を招く可能性がある。

- ・教職員数が減少し、教職員一人あたりの事務量が増加するため児童・生徒との触れ合いの機会が少なくなる。
- ・一定の学級数以下となると、専科教員数が減となる。
- ・一教科一人の教員配置では、教科指導の工夫、改善が困難となる。
- ・行事、クラブ活動等、集団的教育活動の実施に制限が生じ、子どもたちのニーズに応じられないことがある。

③大規模校のメリット

- ・子どもたちに競争意識が芽生える。
- ・行事、クラブ活動等が活発となる。
- ・教職員が多くなり、意見交換も活発に図られ、学級運営等が活性化されるとともに、新たな試みも可能となる。

④大規模校のデメリット

- ・一人ひとりの児童・生徒への対応が行き届かない可能性がある。
- ・教職員が多くなり意思の疎通が欠け、共通認識を保つことが困難となる可能性がある。
- ・施設設備の利用が制限される。

(3) 適正規模の基準

一人ひとりの価値観が多様化しているおり、知識偏重の教育から自発的に学び、考える教育への転換がより一層望まれている。同時に個性を尊重し、子どもたちが人間としてもつべき、人への思いやりや協調性、社会の変化に適切に対応できる順応性、そして社会の一員として責任をもった行動がとれるような社会性等を身に付ける必要がある。

こうした能力を育むためには、学年に単学級を抱えた小規模校では、困難であると考える。

審議会では、関係法規を参考とし、前述した小規模校、大規模校各々のメリット、デメリットについて慎重に検討を重ねた結果、適正規

模を規定する基準として、原則として12学級以上18学級以下とすることとした。

なお、6学級以下を過小規模校、7学級以上11学級以下を小規模校、19学級以上を大規模校とした。

3. 適正配置の基本的考え方

子どもたちがどこの学校においても良好な教育が受けられるような環境を実現、維持していくためには、施設的な充実はもとより、できる限り適正規模の確保を前提とした、通学区域の編成、学校の配置が必要である。また、その際には、地理的条件等にも十分配慮していかなければならない。

このことを踏まえ、審議会では、以下で述べる基本的考え方にたち、適正配置の実現を図るものとする。

(1) 通学区域

①通学区域内における学校の位置

設立当初は、学区の中央に位置していた学校も、児童・生徒数の増加に伴い、隣接して新設校が建設され、通学区域にも変更が生じたため、現在では、通学区域の中央に位置していないところもある。

子どもたちのためにこの現状を改善し、通学区域の地理的要素にも留意し、学校は可能な限り通学区域の中央に位置し、児童・生徒たちがみな、等しく通える場所であることが望ましい。

②不自然な通学区域

学校が設置された当時のいきさつなどから、「飛び学区」という、学区の形状や通学の面からして不自然な通学区域がある。この学区を抱えている学校については、学区の再編成の際に改善を図っていく必要がある。

(2) 通学距離

現代社会における道路形態の変化や交通量の増加等により、通学上の危険性は高まってきている。そして、通学距離は、子どもたちの心身や、学校内での活動に影響を及ぼすことも考えられる。

現行法規の下では、通学距離について義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内であること。」と規定している。審議会では、これを踏まえて通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内とし、町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする。

(3) 地域社会との関連

少子化、核家族化等から人と人とのかかわりが希薄化しつつあるなか、小・中学校は学校だけで運営するのではなく、地域住民によるボランティア活動等、地域社会と連携していくことが求められている。

このことを踏まえ、通学区域の設定は地域社会を形成している自治会、町内会等が分断されることのないよう、可能な限りその整合性にも配慮していくものとする。

(4) 安全な通学路

通学路上には、交通量の多い道路や狭隘の道路、河川、水路等、危険な箇所がある場合がある。

よって、学校の配置は、可能な限り安全な通学路が、確保されるように考慮するものとする。

(5) 小・中学校区の整合性

中学校においては、複数の小学校から集まった生徒同士の新しい人間関係が刺激となり、人間としての成長に有益な効果を上げてい

くという面がある。

このことから、審議会では、可能な限り2～3校の複数の小学校から一つの中学校へ進む区域を設定するのが、望ましいと考える。

また、小・中学校の教育内容の連続性や健全育成の面から、今後小・中学校の連携の必要性はますます高まっていくと考えられる。

よって、一つの小学校の卒業生が少数に分かれて、幾つかの中学校へ進学したり、多数と分かれてごく少数が、他の中学校へ進学する状態は、連携を困難にするところから、小・中学校区の整合性に留意することとした。

第3章 適正規模・適正配置の具体的な方策並びに通学区域の編成

審議会では、適正規模・適正配置の実現に向けた具体的方策について、前章記述の基本的考え方に基づき、審議を進めた。

まずはじめに、町田市の市立小・中学校の現状と今後の学校規模の推移を把握するため、小学校44校、中学校20校について分析を行い、検討対象校を抽出した。

各学校をA～Eと5つに分類し、Aを「特に問題なし」、Bを「さほど問題なし」、Cを「小規模校」、Dを「過小規模校」、Eを「大規模校」とした。その内、C、D、Eを改善が急がれる学校と位置づけ、小学校では16校、中学校では8校がその対象となった。それらの学校の中には、開発事業等により大規模校化の傾向にある学校が数校あるものの、大半の学校で小規模校化、過小規模校化が進んでいた。そして、忠生地区にC、Dの検討対象校が集中（小学校8校、中学校5校）していることが確認され、この地域について早急な改善が必要であることが認識された。しかし、忠生地区には忠生第一小学校、忠生中学校など、将来にわたり大規模校化が予想される学校があるため、審議会では、同じ忠生地区でも小規模校、過小規模校が存在し密集している地域を審議の便宜上、「忠生地区」と位置づけた。そして、この地区の早急な改善を図るべく、当面、集中的に検討していくこととなった。

「忠生地区」の審議に際しては、多種のシミュレーション案（想定案）を作成し、また、机上の議論とならないよう懇談会や現地視察を行い、小・中学校区の整合性にも配慮しながら審議を重ねた。そして、一定のシミュレーション案がまとまった後、この地区以外の改善を要する学校（小学校8校、中学校3校）の検討に入り、一部の学校については、シミュレーション案を作成し、一定の方策ないし方向性を示した。

また、シミュレーション案は、統合を伴うものと、学区変更のみで是正が足りるものがあるが、前者の案については、さらに統合新設校の設置場所の選定まで審議会として結論を示すこととした。

統合新設校の設置場所の選定にあたっては、どのような観点から検討するか他区市の状況も参考にし、様々な角度から項目を設定した。そして、その中から特に重要と思われる項目を抽出し、数値化した客観的な指標で比較することとした。審議会では、その指標を参考にし、さらに多方面から具体的に審議を重ね、統合新設校の設置場所をまとめるにいたった。

このように審議会では、町田市の小・中学校の小規模校、大規模校が及ぼす学校教育上、学校運営上の諸問題を是正し、子どもたちにとって良好な教育環境を整備・充実していくため、審議を重ねてきた。以下、町田市の適正規模・適正配置に向けた具体的取り組みについて、さらに順を追って述べていくこととする。

1. 小・中学校全64校の分析

全小・中学校の現状、とりわけ学校規模の推移を把握するとともに、通学距離、開発状況、飛び学区など以下の項目から分析を行った。

なお、学校規模の推移については、平成9年度推計資料（平成10年度～15年度）を基に審議を進めていくこととした。

《検討項目》

- ① 1997年度（平成9年度）児童・生徒数、学級数
- ② 1997年度（平成9年度）1学級あたりの平均児童・生徒数
- ③ 2003年度（平成15年度）までの推計 児童・生徒数、学級数
- ④ 2003年度（平成15年度）までの推計 1学級あたりの平均児童・生徒数
- ⑤ 1997年度（平成9年度）教室数（保有普通教室数、保有特別教室数、余裕教室数）
- ⑥ 開発状況
- ⑦ 通学区域境までの最長距離
- ⑧ 特認地区
- ⑨ 小・中学校区の整合性

⑩飛び学区

2. 改善の目安の設定・検討対象校の抽出

適正規模・適正配置の基本的考え方を踏まえ、全小・中学校の分析結果に基づき、以下のような分類で改善の目安をたてた。

《改善の目安》

- A ……全検討項目からみて、特に問題がない学校。
- B ……教室数などの面で若干留意する点はあるものの、前述の全検討項目からみて、さほど問題がない学校。
- C ……学校規模が7～11学級の小規模校となり、適正規模を確保していくのが困難な学校。
- D ……学校規模が6学級の過小規模校となり、適正規模を確保していくのが困難な学校。
- E ……学校規模が19学級以上の大規模校となり、適正規模を確保していくのが困難な学校。

審議会ではこれらの学校の内、C、D、Eの学校を改善が急がれる検討対象校と位置づけた。

なお、C、D、Eの学校は以下のとおりである。

[小学校：16校]

- C：町田第二小学校、原小学校、つくし野小学校、忠生第七小学校、大戸小学校
- D：町田第六小学校、本町田西小学校、緑ヶ丘小学校、忠生第四小学校、忠生第五小学校、忠生第六小学校、木曾小学校
- E：南第四小学校、大蔵小学校、忠生第一小学校、小山小学校

[中学校：8校]

C：町田第三中学校、薬師中学校、真光寺中学校、山崎中学校

D：本町田中学校、木曾中学校、武蔵岡中学校

E：忠生中学校

3. 「忠生地区」検討対象校の審議

検討対象校としてあげられたC、D、Eの学校について、配置状況を見ると、特にCの小規模校、Dの過小規模校の多くが「忠生地区」に集中していることが確認された（検討対象校配置図参照）。

検討対象校配置図



審議会では、この「忠生地区」の検討対象校について、早急な改善を図る必要があるとの認識の下、当面、この地区を中心に審議を進めていくこととした。

4. 「忠生地区」シミュレーション案（想定案）の作成・検討

(1) 小学校

「忠生地区」の検討対象校の改善を図るにあたっては、まず小学校から審議に入った。

小規模校、過小規模校が集中するこの地域は、その状況からみて、「学区変更」のみによる改善は困難であり、そのため「統合」を中心とした検討が必要であった。

このことを踏まえ、審議に際しては、はじめにシミュレーション案 A-1～26 の 26 とおりを作成した。それらの案は、既存の学区を基本とし、隣接する学校同士を統合したものであり、検討対象校の他、それらの学校の学区に食い込むような形で隣接している適正規模校も含めて考えたものである。

シミュレーション案は次のとおりである。

- A-1. 忠生第四小学校+木曾小学校
- 2. 本町田西小学校+本町田東小学校
- 3. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
- 4. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+忠生第五小学校
- 5. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+本町田東小学校
- 6. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
- 7. 忠生第五小学校+山崎小学校
- 8. 緑ヶ丘小学校+原小学校+忠生第五小学校
- 9. 忠生第五小学校+忠生第六小学校+忠生第七小学校
- 10. 本町田東小学校+忠生第六小学校+忠生第七小学校
- 11. 忠生第三小学校+忠生第五小学校
- 12. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+木曾小学校
- 13. 忠生第六小学校+忠生第七小学校+山崎小学校
- 14. 原小学校+忠生第三小学校+忠生第五小学校
- 15. 忠生第三小学校+忠生第五小学校+山崎小学校
- 16. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校

17. 緑ヶ丘小学校+原小学校
18. 本町田西小学校+忠生第五小学校
19. 本町田東小学校+忠生第六小学校
20. 木曾小学校+山崎小学校
21. 忠生第三小学校+忠生第四小学校
22. 忠生第七小学校+山崎小学校
23. 原小学校+忠生第三小学校
24. 忠生第四小学校+木曾小学校+山崎小学校
25. 原小学校+忠生第三小学校+忠生第四小学校
26. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+忠生第五小学校

次に、これらの案について、学区の形状とそこでの学校の位置、地形の状況、通学区域境までの最長及び最短距離、通学上の安全性等から検討し、案を幾つかに絞り込んだ。そして、それらの案を基にして、「忠生地区」という一定の地域の枠内において、どのような組み合わせが可能であるか、B-1~10の10とおりの案を作成した。

- B-1.
 - I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+木曾小学校
 - II. 忠生第五小学校+山崎小学校
 - III. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
 - IV. 本町田東小学校+忠生第六小学校+忠生第七小学校
2.
 - I. 忠生第四小学校+木曾小学校
 - II. 忠生第七小学校+山崎小学校
 - III. 忠生第三小学校+忠生第五小学校
 - IV. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
 - V. 本町田東小学校+忠生第六小学校
3.
 - I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+木曾小学校
 - II. 忠生第五小学校+山崎小学校
 - III. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
 - IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校

4. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 忠生第六小学校+忠生第七小学校+山崎小学校
 III. 忠生第三小学校+忠生第五小学校
 IV. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
5. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 忠生第三小学校+忠生第五小学校
 III. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
 IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
6. I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 忠生第五小学校+忠生第六小学校+忠生第七小学校
 III. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
7. I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 忠生第五小学校+山崎小学校
 III. 緑ヶ丘小学校+原小学校
 IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
 V. 本町田西小学校+本町田東小学校
8. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 忠生第五小学校+山崎小学校
 III. 原小学校+忠生第三小学校
 IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
 V. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+本町田東小学校
9. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 原小学校+忠生第三小学校
 III. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+忠生第五小学校
 IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
10. I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校+木曾小学校
 II. 本町田西小学校+忠生第五小学校
 III. 緑ヶ丘小学校+原小学校
 IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校

次に、これらの10とおりの案について、学級数や通学距離などから以下のように、問題の有無を○、△、□で表し、比較検討した。

シミュレーション案	I	II	III	IV	V
B - 1	△ (A-12)	○ (A- 7)	○ (A- 6)	□ (A-10)	
B - 2	○ (A- 1)	○ (A-22)	□ (A-11)	○ (A- 6)	○ (A-19)
B - 3	△ (A-12)	○ (A- 7)	○ (A- 6)	○ (A- 3)	
B - 4	○ (A- 1)	△ (A-13)	□ (A-11)	○ (A- 6)	
B - 5	○ (A- 1)	□ (A-11)	○ (A- 6)	○ (A- 3)	
B - 6	△ (A-12)	○ (A- 9)	○ (A- 6)		
B - 7	△ (A-12)	○ (A- 7)	○ (A-17)	○ (A- 3)	○ (A- 2)
B - 8	○ (A- 1)	○ (A- 7)	□ (A-23)	○ (A- 3)	○ (A- 5)
B - 9	○ (A- 1)	□ (A-23)	○ (A- 4)	○ (A- 3)	
B - 10	△ (A-12)	○ (A-18)	○ (A-17)	○ (A- 3)	

○：問題無し。△：問題あり。

□：若干問題がある。

前表において、△、□の案は、適正規模の上限である18学級を超えてしまうため除外することとした。そして、さらに学区の形状や地形等を考慮して、再度シミュレーション案をB-11~16の6とおり作成した。

- B-11. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
II. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
III. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
◇. 忠生第五小学校
12. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
II. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
III. 忠生第五小学校+忠生第六小学校+忠生第七小学校
13. I. 忠生第四小学校+木曾小学校
II. 緑ヶ丘小学校+原小学校
III. 本町田西小学校+忠生第五小学校
IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
14. I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校
II. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
III. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
◇. 木曾小学校
◇. 忠生第五小学校
15. I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校
II. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校
III. 忠生第五小学校+忠生第六小学校+忠生第七小学校
◇. 木曾小学校
16. I. 忠生第三小学校+忠生第四小学校
II. 緑ヶ丘小学校+原小学校
III. 本町田西小学校+忠生第五小学校
IV. 忠生第六小学校+忠生第七小学校
◇. 木曾小学校

◇は、シミュレーション案の作成上、必然的に単独で残ってしまう学校。

前述のとおり、はじめにA-1～26を作成し、その後、B-1～10、さらにB-11～16へと案を絞り込み検討した。

この中で具体的に学級数や学区の形状等を考慮し、それぞれ検討した結果、B-11の案については、忠生第五小学校が単独校になる。B-12の案では、Ⅲの忠生第五小学校・忠生第六小学校・忠生第七小学校を統合すると通学区域が広範囲になる。B-13の案については、統合してもほとんどの統合校で減少傾向にあり、近い将来、また、適正規模校化を検討していかざるを得ない。B-14の案は、過小規模となる二校が単独校として残る。B-15、16の案については、木曾小学校が単独校になる。

前述の理由からB-12、13、14の案は適正規模適正配置を確保していく上で困難である。その結果、B-11の忠生第五小学校が単独で残る案、B-15、16の木曾小学校が単独で残る案に絞られた。

B-15の案については、B-12と同様に通学区域が広範囲になってしまう要因を含んでいる。B-16の案についても、B-13と同様に、近い将来、また、適正規模校化を検討していかざるを得ない要因がある。そこで、木曾小学校を単独で残すことは困難との結論に達した。

一方、B-11の忠生第五小学校の単独案については、忠生第三小学校の学区域、山崎小学校の学区域、山崎街道の交通状況、地形、将来推計等を踏まえ、現地視察を実施した結果、忠生第五小学校の学区の一部を山崎小学校、一部を忠生第三小学校、一部を忠生第六小学校・忠生第七小学校のブロックへと分割する案が最適であるという結論に達した。

その結果、「忠生地区」の検討を要する学校については、以下のようシミュレーション案をまとめるにいたった。

なお、都営山崎町アパートは、山崎小学校の飛び学区となっているため、併せて解消を図ることとした。

【「忠生地区」小学校区シミュレーション案】

1. 忠生第三小学校+忠生第五小学校（一部）

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	542	517	494	504	502	498	471
学級数	17	17	15	15	16	16	14

2. 山崎小学校+忠生第五小学校（一部）

— 都営山崎町アパート

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	398	392	377	376	377	353	337
学級数	12	12	12	12	12	12	12

3. 忠生第六小学校+忠生第七小学校

+ 忠生第五小学校（一部）+ 都営山崎町アパート

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	906	825	739	669	627	587	551
学級数	27	24	22	20	18	18	18

4. 本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	825	749	673	622	560	529	497
学級数	25	20	19	19	17	17	16

5. 忠生第四小学校+木曾小学校

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	4 8 9	4 4 4	4 1 9	3 9 2	3 8 7	3 6 9	3 3 8
学級数	1 4	1 3	1 3	1 2	1 2	1 2	1 2

(2) 中学校

中学校の審議にあたって、小学校と同様の形で進めていくこととし、はじめに既存の学区同士で統合した場合のシミュレーション案を考え、A-1~7の7とおりを作成した。

- A-1. 町田第三中学校+木曾中学校
- 2. 本町田中学校+薬師中学校
- 3. 本町田中学校+山崎中学校
- 4. 薬師中学校+山崎中学校
- 5. 町田第三中学校+本町田中学校+木曾中学校
- 6. 本町田中学校+薬師中学校+山崎中学校
- 7. 町田第三中学校+本町田中学校

続いて「忠生地区」という一定の地域の枠内において、A-1~7の案を基に組み合わせて、B-1~6の6とおりの案を作成した。

- B-1. I. 町田第三中学校+木曾中学校
- II. 本町田中学校+薬師中学校+山崎中学校
- 2. I. 町田第三中学校+本町田中学校+木曾中学校
- II. 薬師中学校+山崎中学校
- 3. I. 町田第三中学校+木曾中学校
- II. 薬師中学校+山崎中学校
- ◇. 本町田中学校

4. I. 町田第三中学校+木曾中学校
II. 本町田中学校+薬師中学校
◇. 山崎中学校
5. I. 町田第三中学校+木曾中学校
II. 本町田中学校+山崎中学校
◇. 薬師中学校
6. I. 町田第三中学校+本町田中学校
II. 薬師中学校+山崎中学校
◇. 木曾中学校

◇は、シミュレーション案の作成上、必然的に単独で残ってしまう学校。

はじめにA-1~7を作成し、次にB-1~6の案について検討した。

その結果、B-1、2の案については、それぞれ通学区域が広範囲になる。B-3、6の案については、薬師中学校と山崎中学校の統合の場合、通学上、七国山周辺の緑地を横断しなければならず、安全性が確保できない。B-4の案については、小規模となる山崎中学校が単独校として残る。

よって、B-5の案に絞られ、さらに審議した結果、薬師中学校が単独で残るが、隣接する金井中学校の学区の一部を組み入れることで、小規模校化を多少防げ、さらに今後、宅地化される要因もあり、B-5の案が現状では最適であるという結論に達した。

また、この案が机上のものとならないよう、小学校と同様に現地視察、懇談会を行い、生徒数、学級数の推移、その他諸々の観点から多角的かつ総合的に再度検討し、確認を行った。

審議会では、「忠生地区」の検討を要する中学校について、このような形で審議を進め、以下のシミュレーション案をまとめるにいたった。

なお、都営山崎町アパートは、忠生中学校の飛び学区となっているため、併せて解消を図ることとした。

【「忠生地区」中学校区シミュレーション案】

1. 町田第三中学校＋木曽中学校

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	757	730	687	633	602	568	567
学級数	21	20	19	17	16	15	15

2. 本町田中学校＋山崎中学校＋都営山崎町アパート

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	890	801	697	610	540	473	434
学級数	24	22	19	16	15	14	13

3. 薬師中学校＋金井中学校（一部）

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	549	503	494	461	453	404	371
学級数	16	14	13	12	12	11	10

5. 「忠生地区外」検討対象校の審議

「忠生地区」以外にも小規模校、過小規模校は存在し、他方、大規模校化の傾向にある学校も数校存在している。これを審議の便宜上、「忠生地区外」検討対象校と位置づけた。

これらの学校は、隣接する学校と何らかの調整が必要となってくるが、行政区境に位置している検討対象校については、地理的にその調整にも制約が出てくる。また、「忠生地区」とは異なり、「忠生地区外」検討対象校の中には、土地区画整理事業等、大規模な開発事業を通学区域に抱えている学校がある。そのため、それらの学校については、開発事業に伴う児童・生徒数の推移にも注視し、慎重な検討が必要である。

審議会では、この「忠生地区外」検討対象校についても、現地視察を実施し審議を重ね、学区変更を含めたシミュレーション案及び方向性案をまとめるにいたった。

(1) 小学校

①町田第二小学校

当校は将来的にも小規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に9学級となる。その解消のためには、隣接校との調整が必要である。その隣接校をみると、町田第一小学校の学区で、小田急線により学区が一部分かれている地域がある。原町田4丁目1～11番、5丁目1～13番、6丁目全域がそれであるが、この地域の子どもたちだけは、中学校は町田第二中学校へ行くという少数分散入学の状況にある。

よって、町田第一小学校区の原町田4丁目1～11番、5丁目1～13番、6丁目全域を当校の学区へ変更していくことにより、小規模校化の解消とともに、小・中学校区の整合性も図っていくこととする。

[町田第二小学校+町田第一小学校（一部）]

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	351	330	353	396	396	404	406
学級数	12	12	12	12	12	12	12

②町田第六小学校

当校は小規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に6学級となる。その解消のため、仮に隣接校の一つである町田第二小学校と統合する場合、適正規模の範囲内に収まると考えられるが、どちらの学校を統合新設校の設置場所とするとしても、地形的に問題がある。町田第一小学校、町田第三小学校、高ヶ坂小学校については、地形的状況からみて、統合は困難である。

また、他の隣接校である南大谷小学校と統合した場合、仮に南大谷小学校が統合新設校の設置場所となると、学校が学区の中心に位置してくるが、適正規模の上限の18学級を超える規模になる。さらに町田第六小学校には1998年（平成10年）4月に町田第二小学校から移設、開級となった障害学級「山鳩」があり、再度移設することによる障害児への影響を考慮すると町田第六小学校を閉校することは困難である。

よって、通学上の安全性に特に支障なく、通学距離も南大谷小学校とさほど変わらない南大谷小学校の学区の一部を町田第六小学校へ学区変更することにより、小規模校化の解消を図っていくこととする。

[町田第六小学校+南大谷小学校（一部）]

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	379	353	339	365	363	362	353
学級数	12	12	12	12	12	12	12

③南第四小学校

当校は大規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に20学級となるが、適正規模（12～18学級）の上下、1、2学級程度の差は、許容範囲とみなし、学区変更は行っていないものとする。

④つくし野小学校

当校は将来的にも小規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に11学級となるが、適正規模（12～18学級）の上下、1、2学級程度の差は、許容範囲とみなし、学区変更は行っていないものとする。

⑤大蔵小学校

当校は大規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に19学級となるが、適正規模（12～18学級）の上下、1、2学級程度の差は、許容範囲とみなし、学区変更は行っていないものとする。

⑥忠生第一小学校

当校は将来的にも大規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に24学級となる。これは学区が広範囲であり、今後、さらに宅地化される区域や大規模開発事業の忠生第二土地区画整理事業を抱えていることに起因している。その開発状況によっては、隣接校を含めた学区の変更、調整が必要となってくる。

また、校舎の老朽化も進んでおり、学校用地（現少年野球場として利用）への移転・新築等も有力な方策として、大規模校化の解消を図っていく必要がある。

⑦小山小学校

当校は将来的にも大規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に24学級となり、児童数の増加が見込まれる。これは、近くに相原・小山土地区画整理事業という大規模な開発事業が進捗していることに起因している。また、この開発事業が将来的に当校を含む周辺校の学区編成などに影響を及ぼしてくることが考えられる。

よって、相原・小山土地区画整理事業の進捗状況に伴う、児童数の変化に注視しつつ、学校用地を生かした長期的視野にたった対応策を図っていく必要がある。

⑧大戸小学校

当校は小規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に8学級となるが、市西端部の行政境に位置し、学区も非常に細長い形状をしているという地理的背景にも留意しなければならない。仮に唯一の隣接校である相原小学校と学区変更をしても、学区が今以上に広範囲となる問題が生じてくる。

この様に、地形的に他校との調整に限界があり、適正規模・適正配置を確保していくのが困難な学校と言える。

一方、道を隔てて武蔵岡中学校が隣接していることから、審議会では地域性を生かす形で小・中一貫教育という意見も出された。

よって、小・中学校区の位置する地理的条件や、道を隔てて小・中学校が設置されている現状からみて、小・中学校の連携をさらに進めて、教育課題の解決に対応していくこととし、当校は学区変更を行っていかないものとする。

(2) 中学校

①真光寺中学校

当校は将来的にも小規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に7学級となるが行政境に位置し、調整校に限界があり、仮に隣接校と学区変更しても適正規模が確保できない。さらに周辺に鶴川第二土地区画整理事業や、今後宅地化される余地があることなどにも留意しなければならない。

よって、周辺地域の開発事業の進捗状況に伴う、生徒数の変化に注視しつつ、長期的視野にたった対応策を図っていく必要がある。

②忠生中学校

当校は将来的にも大規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に19学級となるが、適正規模（12～18学級）の上下、1、2学級程度の差は、許容範囲と言える。

しかし、当校には飛び学区があり、その学区から小山田中学校の学区を越えて通学することは、学区の形状からして不自然である。

よって、適正配置の観点から当校の飛び学区は、小山田中学校の学区へ変更すべきであり、その結果、忠生中学校の大規模校化の解消が図られる。

[忠生中学校－都営山崎町アパート－飛び学区]

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	583	579	565	579	575	588	570
学級数	16	16	15	15	16	16	16

③武蔵岡中学校

当校は将来的にも小規模校化の傾向にあり、学級数が2003年度（平成15年度）に6学級となるが、大戸小学校と同様に市西端部の行政境に位置し、学区も非常に細長い形状をしているという地理的背景にも留意しなければならない。仮に唯一の隣接校である堺中学校と学区変更をしても、学区が今以上に広範囲となる問題が生じてくる。

このように、地形的に他校との調整に限界があり、適正規模・適正配置を確保していくのが困難な学校と言える。

一方、道を隔てて大戸小学校が隣接していることから、審議会では地域性を生かす形で小・中一貫教育という意見も出された。

よって、小・中学校区の位置する地理的条件や、道を隔てて小・中学校が設置されている現状からみて、小・中学校の連携をさらに進めて、教育課題の解決に対応していくこととし、当校は学区変更を行っていかないものとする。

6. 小・中学校区の整合性

このように改善を要する全ての検討対象校について、一定のシミュレーション案及び方向性案がまとまったが、通学区域を変更していく関係上、小・中学校区の整合性についても検討していかなければならない。つまり、統合あるいは学区変更をすることによって、今まで一致していた小学校と中学校の通学区域の境界線が、不整合を生じる場合が出てくる。例えば、小学校は同じでも、中学校へ進学する際に、一部の少数の子どもたちだけが、大多数と異なる中学校へ進学する場合もある。この少数分散入学は、学区変更する地域が狭く、その地域に居住する子どもが少数であると、より顕著に現れてくる。

審議会では、小・中学校区の整合性の観点からも審議を行い、次の整合案をまとめるにいたった。

《小・中学校区整合案》

1. 適正配置シミュレーション案

忠生第三小学校＋忠生第五小学校（一部）

整合案

町田第三中学校＋木曾中学校＋忠生中学校（一部）

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	769	741	697	639	606	573	573
学級数	21	20	19	17	16	15	15

2. 適正配置シミュレーション案

忠生第六小学校＋忠生第七小学校
＋忠生第五小学校（一部）＋都営山崎町アパート

整合案

本町田中学校＋山崎中学校＋忠生中学校（一部）
＋都営山崎町アパート

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	905	812	709	621	552	485	444
学級数	24	22	19	17	16	14	13

3. 適正配置シミュレーション案

薬師中学校＋金井中学校（一部）

整合案

藤の台小学校＋金井小学校（一部）

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	721	702	680	663	644	651	668
学級数	22	21	20	19	18	18	19

4.

適正配置シミュレーション案							
町田第六小学校＋南大谷小学校（一部）							
整合案							
町田第二中学校＋南大谷中学校（一部）							
年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
生徒数	521	496	494	492	479	480	482
学級数	14	14	14	13	13	13	13

7. 統合新設校の設置場所の選定

審議会は、前述のような適正規模・適正配置の小・中学校区シミュレーション案をまとめてきたが、統合を伴う案については、統合新設校の設置場所を具体的に明示していくという認識の下、審議に入った。審議に際しては、以下の観点から議論を進めた。

I 施設・構造の観点から

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 建設（増改築）年月 | 7. 給食設備 |
| 2. 校地面積 | 8. 障害学級 |
| 3. 校舎面積（体育館除く） | 9. 防災拠点 |
| 4. 校庭面積 | 10. 校舎の位置 |
| 5. 保有教室数 | 11. 周辺環境 |
| 6. 大規模改造 | |

II 施設利用状況の観点から（余裕教室の活用状況等）

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 学童保育 | 4. 学校開放 |
| 2. 防災備蓄倉庫 | 5. その他 |
| 3. 福祉施設 | |

III 施設の安全性の観点から

1. 耐震診断

VI 財政的観点から

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 起債残高・最終償還日 | 3. 敷地の所有者 |
| 2. 補助金 | |

V 通学の安全性の観点から

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 最長通学距離 | 3. 学校の位置 |
| 2. 通学路の状況 | 4. 公共交通機関の状況 |

審議の中では、まずより客観的に判断していくという考えの下、前述の項目の中からさらに重要と思われる項目を抽出し、「最適を○」、「適当を△」とし、検討を進め、本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校については、「最適を3」とし、3段階評価とした。

次に、数字では読みとれない部分、つまり、学校の実情を考慮しながら、多角的かつ総合的に審議を展開し、統合新設校の設置場所を選定した。

1.	シミュレーション案	統合新設校の設置場所
	本町田西小学校+緑ヶ丘小学校+原小学校	原小学校

項目 \ 学校	本町田西小	緑ヶ丘小	原小
1. 建設年月	2	1	3
2. 校地面積	3	1	2
3. 校庭面積	3	2	1
4. 学校の位置	1	3	3
5. 校舎の位置	2	2	3
6. 保有教室数	3	2	1
7. 耐震度	2	1	3
8. 最長通学距離	1	3	3
9. 通学路	3	3	3
10. 周辺の環境	2	2	3
合計	22	20	25

上記の客観的指標の結果からみると、統合新設校の設置場所は原小学校になる。具体的に審議した結果、学校同士が向かい合う原小学校と緑ヶ丘小学校について一方を統合新設校、他方を運動場という意見も出された。しかし、それは跡地利用の問題にかかわることであり、審議会の審議する範疇ではなく、市全体の計画の中で再度考えていくことであり、現実的にも困難と判断した。

そこでこれら3校について適正配置の観点から、まず、原小学校と緑ヶ丘小学校に対象が絞られたが、両校は当案の通学区域のほぼ中心付近で向かい合って立地している。

また、別の観点からみると、緑ヶ丘小学校には、障害学級や学童保育クラブが設置、整備されているという利点がある。

しかし、施設的な面は統合新設校の整備、充実を実施していく中で十分対応していくことができる。また、今日、子どもたちの「生きる力」を育てていくためには、学校教育の多様化や体験重視ということが緊要と言われている中で、原小学校の「自然の森」は教育にとって非常に価値のあるものと考えられる。

以上のことから、審議会は、「自然の森」がある原小学校の場所に統合新設校を設置するのが、子どもたちの教育環境には望ましいとの結論にいたった。

なお、原小学校には障害学級が設置されていないが、統合新設校をつくる際には、その点にも十分配慮し、充実した施設づくりを進めていく必要がある。

2.	シミュレーション案	統合新設校の設置場所
	忠生第四小学校+木曽小学校	木曽小学校

項目 \ 学校	忠生第四小	木 曾 小
1. 建設年月	△	○
2. 校地面積	△	○
3. 校庭面積	○	○
4. 学校の位置	△	○
5. 校舎の位置	○	△
6. 保有教室数	○	△
7. 耐震度	△	○
8. 最長通学距離	△	○

9. 通 学 路	○	○
10. 周 辺 の 環 境	△	○
合 計	4	8

審議の中では、統合新設校の設置場所として木曾小学校が適しているのではないかとの見解が大勢を占め、このことから審議会では、上記の客観的指標と同様、木曾小学校を統合新設校の設置場所とするのが望ましいとの結論にいたった。

3. シミュレーション案	統合新設校の設置場所
忠生第六小学校＋忠生第七小学校＋忠生第五小学校（一部）＋都宮山崎町アパート	忠生第七小学校

項目 \ 学校	忠生第六小	忠生第七小
1. 建設年月	△	○
2. 校地面積	△	○
3. 校庭面積	○	○
4. 学校の位置	○	○
5. 校舎の位置	○	△
6. 保有教室数	○	△
7. 耐震度	△	○
8. 最長通学距離	○	○
9. 通 学 路	○	○
10. 周 辺 の 環 境	△	○
合 計	6	8

上記の客観的指標の結果からみると、統合新設校の設置場所は忠生第七小学校になる。両校について比較検討すると、忠生第六小学校の利点は、保有教室数が多いこと、学童保育クラブや防災備蓄倉

庫も設置、整備され、また、準救急救護活動拠点校にもなっていること、さらに校舎が南向きであり、比較的日当たりがいいことが上げられる。

一方、忠生第七小学校の利点は、校地面積が格段に広く、周囲の環境にも恵まれており、将来の学校教育の多様化に対応することができる。また、施設的な面は統合新設校の整備、充実を実施していく中で、十分対応していくことが可能である。

よって、審議会では忠生第七小学校が統合新設校の設置場所として望ましいとの結論にいたった。

4.	シミュレーション案	統合新設校の設置場所
	町田第三中学校+木曾中学校 +忠生中学校（一部）	忠生第四小学校

項目 \ 学校	町田第三中	木曾中
1. 建設年月	△	○
2. 校地面積	△	○
3. 校庭面積	△	○
4. 学校の位置	△	△
5. 校舎の位置	△	○
6. 保有教室数	○	△
7. 耐震度	△	○
8. 最長通学距離	○	△
9. 通学路	○	○
10. 周辺の環境	△	○
合計	3	7

上記の客観的指標の結果からみると、統合新設校の設置場所は木曾中学校になる。しかし、具体的に審議したところ、この2校の内、いずれの場所に統合新設校を設置するにしても、両校とも学区の端

に位置してしまうため、適正配置の観点からみると、望ましいとは言えない。

この改善策として、審議会では、忠生第四小学校と木曾小学校を統合する案の審議において、統合新設校の設置場所を木曾小学校とする方向性を出したため、当案の通学区域の比較的中心に近いところに位置する忠生第四小学校の場所に統合新設校を設置していくのが望ましいとの結論にいたった。

5.	シミュレーション案	統合新設校の設置場所
	本町田中学校+山崎中学校+忠生中学校(一部)+都営山崎町アパート	山崎中学校

項目 \ 学校	本町田中	山崎中
1. 建設年月	△	○
2. 校地面積	△	○
3. 校庭面積	△	○
4. 学校の位置	○	○
5. 校舎の位置	○	○
6. 保有教室数	○	△
7. 耐震度	△	○
8. 最長通学距離	○	○
9. 通学路	○	○
10. 周辺の環境	△	○
合計	5	9

上記の客観的指標の結果からみると、統合新設校の設置場所は山崎中学校になる。これについて、さらに審議を進めたが、客観的指標と同様、山崎中学校が統合新設校の設置場所として望ましいとの結論にいたった。

8. 審議結果を受けての学区変更

審議会には、これまで保護者や自治会関係者等、地域住民の方々から、統合新設校の設置場所次第では、学区変更を希望する旨の意見、要望が幾つか出されていた。そのため、統合新設校の設置場所の選定を終えた後、それらの要望等について再度審議を行った。

審議会としても、要望等にあるような学区変更を実施することが、子どもたちにとって望ましいと判断ができるものについては取り入れ、次の地域について学区の再編成を行うこととした。

- ①本町田西小学校・緑ヶ丘小学校・原小学校の通学区域内に入っている山崎団地三街区（現本町田西小学校通学区域）を忠生第六小学校・忠生第七小学校・忠生第五小学校の一部・都営山崎町アパートの通学区域へ学区変更していく。



これは児童の通学上の安全性、地域コミュニティー（山崎団地の一体化）に配慮して、学区変更をするものである。

[本町田西小学校＋緑ヶ丘小学校＋原小学校

－山崎団地三街区]

年 度	平成 9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	7 7 8	7 1 2	6 3 8	5 8 7	5 2 5	4 9 1	4 5 8
学級数	2 2	1 9	1 9	1 8	1 7	1 6	1 4

[忠生第六小学校＋忠生第七小学校

＋忠生第五小学校（一部）＋都営山崎町アパート

＋山崎団地三街区]

年 度	平成 9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	9 5 3	8 6 2	7 7 4	7 0 4	6 6 2	6 2 5	5 9 0
学級数	2 8	2 6	2 3	2 1	2 0	1 8	1 8

②忠生第四小学校・木曾小学校の通学区域内に入っている境川自治会区域（現忠生第四小学校通学区域）を忠生第三小学校の通学区域へ学区変更していく。



これは地域コミュニティー（自治会区域が学区により分断されている）に配慮して、学区変更をするものである。

[忠生第四小学校＋木曾小学校－境川自治会区域]

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	440	403	379	355	348	332	303
学級数	12	12	12	12	12	12	12

[忠生第三小学校＋忠生第五小学校（一部）

＋境川自治会区域]

年 度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
児童数	591	558	534	541	541	535	506
学級数	18	17	17	17	17	17	16

9. 現地視察の実施・懇談会の開催

審議会では、審議が机上のものとならないよう、審議の状況に併せて適宜、現地視察を実施し、また、懇談会も開催してきた。

現地視察においては、委員が検討対象校の校舎の見学、通学区域の現地調査を行い、通学上での安全性などを確認するなどして、審議の参考としてきた。

また、懇談会で市民の方々から出された意見を参考にしつつ、審議を重ねてきたところである。

なお、現地視察の実施、懇談会の開催時期については、次のとおりである。

[現地視察実施日]

- 第 4回 審 議 会：1997年（平成 9年） 2月27日
- 第 18回 審 議 会：1998年（平成10年） 4月21日
- 第 24回 審 議 会：1998年（平成10年）10月 7日

[各懇談会開催日]

- P T A 等 と の：1997年（平成 9年）11月28日
- 懇 談 会 1998年（平成10年） 5月13日
- 検 討 対 象 校：1998年（平成10年） 5月20日
- 校 長 と の 懇 談 会
- 市 民 懇 談 会：1998年（平成10年） 6月27日
- 1998年（平成10年）11月28日

第4章 新たな学校づくりに向けて

1. 事業の実施に向けて

学校の適正規模・適正配置が、より円滑に展開、推進されることはもとより、統合新設校にあっては、既存の学校の利用だけではなく、新しい学校をつくっていくという観点にたち、学校施設を整備する等、子どもたちにとって、より良い教育環境を提供していくことと、その実施にあたっては、地域住民等の意向も反映しながら、進められることを望むものである。

(1) 早期に実施

今後、児童・生徒数は、おおむね減少傾向にあり、学校間の規模の格差はますます拡大傾向にある。このことが教育環境や教育条件の不均衡と、学校教育上や学校運営上の様々な問題を生み、日常生活の大半を学校で過ごす子どもたちに、多様かつ大きな影響を与えている。

適正規模・適正配置の実施が遅延することは、ますます子どもたちへの影響が大きくなることを意味する。

子どもたちが、より良好な教育が受けられるよう、早急に実施することを望むものである。

(2) 子どもの心理への配慮

子どもにとって、通学校の変更や人間関係が変わることは、多くの期待と不安が伴うものである。この不安の解消のためには、具体的な支援策が必要である。

知的障害や身体障害などがある子どもたちをはじめとして、新しい環境への順応に時間を要する子どもや、環境の変化に敏感な子どももいる。

よって、適正規模・適正配置の実施にあたっては、学校に事前に計画を示したり、事前交流をするなど、子どもたちの心情にも、適切な配慮を望むものである。

(3) 通学上の安全性に配慮

子どもたちが通学する上で、配慮していくことの一つに通学路の安全確保がある。

統合新設校の設置や学区変更に伴う通学路の指定にあたっては、通学路の点検、整備等、その安全性に十分な配慮を望むものである。

2. これからの学校の在り方

これからの学校は、ゆとりある教育環境の中で、ゆとりある教育活動を展開しながら、自ら学び、自ら考える力等の「生きる力」を育むことが大切である。

(1) 魅力ある学校づくり

適正規模・適正配置が実施され、適正な学校規模が確保されることから、子ども同士や学級間の競争意識の芽生えなどにより、活力に満ちた学校運営が展開されるとともに、教育効果の向上も図られ、学校教育のより一層の充実が期待される。

さらに、この学校教育の充実を確たるものとするために、21世紀にふさわしい、子どもたちに最適な学校づくりを目指して、施設の整備・充実を図り、魅力ある学校づくりを展開していくことが望まれる。

(2) 余裕ある学校づくり

児童・生徒数が減少傾向にある中で、学校教育全体では、学校施設のスペースや設備、教職員の対応等に「余裕」が生じ、教育指導の向上と可能性を広げるものである。

この「余裕」を生かして、学校教育を展開していくことが望まれる。

(3) 学校・家庭・地域の連携

学校教育の充実は、学校だけではなく、家庭、地域との連携が強く求められているところである。また、高齢社会を迎えての余暇時間の増大、さらに市民の学習意欲の向上から、生涯学習への関心が一段と

高まりつつある中、今後、小・中学校には、生涯学習センター的な機能も求められている。

学校、家庭、地域が相互に連携を深め、地域に開かれた学校、コミュニティの核となるような学校を目指すことを望むものである。

おわりに

1996年（平成8年）11月発足以来、審議会はほぼ月1回のペースで計31回開催し、およそ2年という期間にわたり、精力的に審議を重ねてきた。

この答申は、高度経済成長時代から今日までの産業動向や、少子化に伴う大都市周辺部の人口推移の急変により生じる教育上の諸問題の是正を目指して、行われたものである。

この審議会では、第2章「適正規模・適正配置の基本的考え方」でも述べているように審議を進めていく中心には、教育環境が子どもたちにとってどうあるべきか、という「子どもの視点」にたち、現地視察を適宜実施し、現状把握に努めた。さらに、地域住民、保護者代表等との懇談会をはじめ関係機関の方々とも意見交換の場を持ち、十分に検討を加えた結果、ここに答申書として取りまとめることができた。

他方、国政レベルでは、先の中央教育審議会の答申の中で、通学区域、学級編制、教職員の配置の弾力的運用が述べられているため、学校の適正規模・適正配置を推進していくにあたっては、文部省や東京都の今後の動向にも注視していくことが必要である。

なお、答申の中では、学校の跡地利用について、具体的な方向は示していないが、その検討については、今後、可能な限り、学校関係者や地域住民等から意見を聴取し、慎重に進めていくよう配慮されることを望む。

この答申は、町田の子どもたちのより良い教育環境の整備、充実した学校教育の実現に向けて、公平な立場で全小・中学校を対象に多角的に検討し、結論を得たものである。現時点では最良の方策であり、適正規模・適正配置の実施によって、生じるであろう問題点よりも、将来的にも町田市での教育の充実をもたらすものであると確信しているものである。適正規模・適正配置の実施に向けては、この答申の趣旨を十分踏まえ、教育委員会並びに関係部局が早急かつ積極的な対応を展開されることを切に願うものである。

おわりに、審議会に寄せられた保護者・市民・学校関係者の方々の熱意

ある意見に対しまして、委員一同感謝します。

参 考 资 料

町田市立学校適正規模適正配置等 審 議 会 委 員 名 簿

(◎会長 ○副会長)

<学識経験者>

氏 名	役 職 等	在 任 期 間
◎大野一男	前桜美林大学学長	1996年11月21日～
江原絢子	東京家政学院大学助教授	1996年11月21日～
田中義郎	玉川大学助教授	1996年11月21日～
豊田千代子	駒沢大学講師	1996年11月21日～

<町内会自治会関係者>

氏 名	役 職 等	在 任 期 間
福崎重男	町内会自治会連合会会長	1996年11月21日～
阿部文雄	小川富士見台自治会会長	1996年11月21日～
原 雄三	忠生中央町内会会長	1996年11月21日～

<PTA等関係者>

氏 名	役 職 等	在 任 期 間
竹川和良	南第二小学校PTA会長	1996年11月21日～
神長一郎	つくし野中学校PTA会長	1996年11月21日～
小山貴光	子どもの森幼稚園理事長	1996年11月21日～

<町田市議会議員>

氏 名	役 職 等	在 任 期 間
○戸塚雅夫	町田市議会議員	1996年11月21日～
井上 勉	町田市議会議員	1996年11月21日～

<市立学校教職員>

氏 名	役 職 等	在 任 期 間
柏木三夫	小山小学校校長	1996年11月21日～
高橋博三	木曾中学校校長	1996年11月21日～
丸山清吉	忠生第四小学校教諭	1996年11月21日～

<市職員>

氏 名	役 職 等	在 任 期 間
渋谷政行	企画部長	1996年11月21日～1997年3月31日
吉川 保	企画部長	1997年4月1日～
山田雄三	教育部長	1996年11月21日～1998年3月31日
武川敬之	教育部長	1998年4月1日～

※役職等は委嘱時のもの

町田市立学校適正規模適正配置等審議会審議経過

回	開催日	議 題
第 1 回	1996年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> • 委員委嘱状の交付 • 会長、副会長の選出 • 諮問 • 審議会の運営方針 • 学校の現状
第 2 回	1996年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会の運営方針 • 学校の現状と問題
第 3 回	1997年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> • 学校の現状と問題
第 4 回	1997年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> • 学校施設見学
第 5 回	1997年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> • 施設見学を終えての意見交換 • 他区市の審議会の概要 • 学校の現状と問題
第 6 回	1997年 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> • 適正規模・適正配置の基本的考え方
第 7 回	1997年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> • 全小・中学校の分析
第 8 回	1997年 6月18日	<ul style="list-style-type: none"> • 全小・中学校の分析
第 9 回	1997年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> • 全小・中学校の分析
第 10 回	1997年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> • 検討対象校の抽出
第 11 回	1997年 9月24日	<ul style="list-style-type: none"> • 検討対象校の抽出 • 「忠生地区」検討対象校（小学校）の検討
第 12 回	1997年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> • 「忠生地区」検討対象校（小学校）の検討
第 13 回	1997年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> • 「忠生地区」検討対象校（小学校）の検討
P T A等との 懇談会	1997年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会審議経過説明 • 意見交換

第 14 回	1997年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会を終えての意見交換 「忠生地区」検討対象校（小学校）の検討
第 15 回	1998年 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> 「忠生地区」検討対象校（中学校）の検討
第 16 回	1998年 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> 「忠生地区」検討対象校（中学校）の検討
第 17 回	1998年 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 「忠生地区」検討対象校（中学校）の検討
第 18 回	1998年 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> 「忠生地区」現地視察
P T A等との懇談会	1998年 5月13日	<ul style="list-style-type: none"> 審議会審議経過説明 意見交換
検討対象校 校長との懇談会	1998年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 審議会審議経過説明 意見交換
第 19 回	1998年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察、懇談会を終えての意見交換 「忠生地区」検討対象校（小・中学校）の検討
第 20 回	1998年 6月22日	<ul style="list-style-type: none"> 「忠生地区外」検討対象校（小・中学校）の検討
市民懇談会	1998年 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 審議会審議経過説明 意見交換
第 21 回	1998年 7月17日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会を終えての確認事項 小・中学校区整合案の検討 「忠生地区外」検討対象校（小・中学校）の検討
第 22 回	1998年 8月19日	<ul style="list-style-type: none"> 「忠生地区外」検討対象校（小・中学校）の検討
第 23 回	1998年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 統合新設校設置場所の検討

第 24 回	1998年10月 7日	• 「忠生地区外」現地視察
第 25 回	1998年10月12日	• 「忠生地区外」検討対象校（小・中学校）の検討 • 統合新設校設置場所の検討
第 26 回	1998年10月27日	• 統合新設校設置場所の検討 • 答申案の検討
第 27 回	1998年11月 4日	• 答申案の検討
第 28 回	1998年11月19日	• 答申案の検討
市民懇談会	1998年11月28日	• 審議会審議経過説明 • 意見交換
第 29 回	1998年11月30日	• 答申案の検討
第 30 回	1998年12月18日	• 答申案の検討
第 31 回	1998年12月21日	• 答申案の検討
答 申	1998年12月24日	• 教育長へ答申

96町教教庶第206号

1996年11月21日



町田市立学校適正規模
適正配置等審議会
会長 大野一男 様

町田市教育委員会
教育長 米田 彰

町田市立学校の適正規模適正配置等について（諮問）

町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 町田市立学校の適正規模、適正配置の基本的考えについて
2. 町田市立学校の適正規模、適正配置の具体的方策、並びに通学区域の編成について

小学校 児童数・学級数 今後の推移（推計）

1997年8月作成

小	児童数						学級数						普通教室		
	10	11	12	13	14	15	10	11	12	13	14	15			
1	町田第一小学校	520	565	600	617	624	634	17	18	18	18	18	18	22	
2	町田第二小学校	288	293	298	285	280	262	11	11	11	10	10	9	15	
3	町田第三小学校	386	408	423	449	448	468	12	12	12	13	13	14	14	
4	町田第四小学校	361	347	401	395	401	425	12	12	12	12	12	12	23	
5	町田第五小学校	541	556	537	529	548	549	18	18	17	16	17	17	24	
6	町田第六小学校	299	285	259	247	239	222	11	11	9	9	9	6	22	
7	南大谷小学校	472	475	511	513	507	500	15	15	17	16	15	16	25	
8	本町田西小学校	221	190	177	155	146	144	7	7	7	6	6	6	37	
9	藤の台小学校	593	569	560	549	556	578	18	17	18	18	17	17	31	
10	緑ヶ丘小学校	176	157	141	129	125	115	6	6	6	6	6	6	35	
11	本町田東小学校	336	302	275	263	270	276	11	11	11	11	11	12	25	
12	原小学校	352	326	304	276	258	238	12	11	11	11	8	7	27	
13	南第一小学校	606	598	598	606	616	606	18	18	18	18	18	17	25	
14	南第二小学校	518	496	471	447	442	421	17	15	14	13	12	12	27	
15	南第三小学校	372	452	466	461	476	482	12	13	14	14	14	14	15	
16	南第四小学校	565	570	652	662	686	698	18	18	19	19	20	20	30	
17	つくし野小学校	264	258	259	275	286	286	10	10	10	10	11	11	24	
18	小川小学校	501	487	477	468	463	466	16	15	14	13	13	14	24	
19	成瀬台小学校	512	520	511	518	530	539	16	16	16	18	17	18	35	
20	鶴間小学校	335	343	351	364	392	418	12	12	12	12	13	13	21	
21	高ヶ坂小学校	303	297	312	318	330	339	12	12	12	12	12	12	12	
22	成瀬中央小学校	463	440	463	462	454	451	14	13	14	14	14	14	20	
23	南成瀬小学校	467	479	458	457	428	406	14	15	14	14	14	14	25	
24	南つくし野小学校	388	395	377	374	359	356	13	13	12	12	12	12	26	
◎	25	鶴川第一小学校	397	388	393	408	410	419	12	12	12	12	12	12	23
◎	26	鶴川第二小学校	266	289	318	375	388	405	10	12	12	12	12	12	25
	27	鶴川第三小学校	370	348	333	318	300	284	12	12	12	12	12	12	23
	28	鶴川第四小学校	530	538	549	569	593	616	16	17	17	18	18	18	35
	29	金井小学校	499	508	495	506	494	488	15	17	16	16	15	15	24
	30	大蔵小学校	639	629	631	589	604	586	18	19	19	18	19	19	23
	31	三輪小学校	651	642	619	600	583	569	19	19	19	19	18	18	21
	32	忠生第一小学校	713	736	750	770	787	824	21	21	22	23	24	24	29
◎	33	小山田小学校	329	320	335	361	395	435	12	12	12	12	12	13	13
	34	忠生第三小学校	428	412	433	435	434	414	13	12	13	13	13	13	26
	35	忠生第四小学校	183	179	163	169	164	149	7	6	6	6	6	6	34
	36	忠生第五小学校	272	248	226	218	205	203	11	9	7	7	6	6	26
	37	忠生第六小学校	276	236	216	205	192	186	9	8	6	6	6	6	29
	38	忠生第七小学校	364	339	303	285	270	240	12	11	10	10	9	8	24
	39	木曾小学校	261	240	229	218	205	189	11	10	9	8	7	6	21
	40	山崎小学校	406	388	389	386	360	340	12	12	12	12	12	12	21
	41	小山田南小学校	751	692	642	593	568	569	22	20	19	18	18	18	32
	42	小山小学校	742	736	739	776	834	866	22	22	22	23	23	24	31
	43	相原小学校	606	587	565	549	526	500	18	18	18	18	17	17	25
	44	大戸小学校	410	361	300	266	231	216	14	13	11	10	9	8	19
	計	18932	18624	18509	18415	18407	18377	608	601	592	588	580	578	1088	

※ ◎の付いた学校の学区内では入居時期の明確でない土地区画整理等が学区内に予定されていますが、その増加要因については今回の推計値に反映されていません。

中学校 生徒数・学級数 今後の推移（推計）

1997年8月作成

中	生徒数						学級数						普通 教室
	10	11	12	13	14	15	10	11	12	13	14	15	
1 町田第一中学校	599	533	527	553	574	560	16	16	15	15	15	15	27
2 町田第二中学校	469	466	456	440	441	440	13	13	13	12	12	12	24
3 町田第三中学校	455	441	412	391	366	366	13	13	12	12	11	11	24
4 南大谷中学校	501	463	498	468	479	473	14	13	14	13	13	12	22
5 本町田中学校	331	290	252	236	205	183	10	9	8	8	6	6	27
6 南中学校	607	617	651	670	674	660	16	18	18	18	18	18	30
7 つくし野中学校	575	546	536	531	520	491	16	15	15	15	15	14	29
8 成瀬台中学校	539	511	467	473	458	461	14	14	13	13	12	12	31
9 南成瀬中学校	606	594	602	572	568	520	17	17	17	16	16	15	23
◎ 10 鶴川中学校	425	447	430	441	415	425	12	12	12	12	12	12	19
◎ 11 鶴川第二中学校	610	591	600	588	595	571	17	16	16	15	15	15	28
12 葉師中学校	406	413	386	377	325	299	12	12	11	10	9	9	28
13 真光寺中学校	235	230	224	252	247	243	8	7	6	8	8	7	19
14 金井中学校	461	448	444	460	436	423	13	12	12	12	12	12	14
15 忠生中学校	743	721	720	714	734	736	19	20	20	19	19	19	31
16 山崎中学校	446	389	345	293	259	243	13	11	10	9	8	8	20
17 木曾中学校	275	246	221	211	202	201	9	8	7	6	6	6	17
◎ 18 小山田中学校	724	687	666	609	563	508	20	19	19	17	16	14	21
19 堺中学校	614	573	556	536	547	525	17	16	15	15	15	15	20
20 武蔵岡中学校	228	224	231	220	199	157	6	6	7	7	7	6	9
計	9849	9430	9224	9035	8807	8485	275	267	260	252	245	238	463

※ ◎の付いた学校の学区内では入居時期の明確でない土地区画整理等が学区内に予定されていますが、その増加要因については今回の推計値に反映されていません。

児童数からみた各校の通学区域の見直し 小学校一覧(1)

NO	小学校名	開校年月日	改善の目安	H9年児童数 学級数	H10～15年までの児童・学級数推計						教室数			特認地域		飛び学区	留意事項
					H10	H11	H12	H13	H14	H15	保普	保特	余裕	地番	名簿		
1	町田第一	M 6. 5. --	A	492 16	520 17	565 18	600 18	617 18	624 18	634 18	22	6	4	有			
2	町田第二	S 27. 4. 1	C	310 12	288 11	293 11	298 11	285 10	280 10	262 9	15	6	0				H10年から小規模校になる。なお、山鳩学級は町六小に移設される。
3	町田第三	S 27. 4. 1	A	396 12	386 12	408 12	423 12	449 13	448 13	468 14	14	9	2	有			
4	町田第四	S 30. 4. 1	A	355 12	361 12	347 12	401 12	395 12	401 12	425 12	23	7	8				
5	町田第五	S 38. 4. 1	A	542 16	541 18	556 18	537 17	529 16	548 17	549 17	24	8	6				
6	町田第六	S 40. 4. 1	D	326 12	299 11	285 11	259 9	247 9	239 9	222 6	22	7	10				H10年から小規模校、H15年からは全学年単学級になる。なお、山鳩学級が町二小から移設され、H10年4月に開校予定。
7	南大谷	S 49. 4. 1	A	484 13	472 15	475 15	511 17	513 16	507 15	500 16	25	8	11				
8	本町田西	S 48. 4. 1	D	248 10	221 7	190 7	177 7	155 6	146 6	144 6	37	8	26				現在、既に小規模校、H13年からは全学年単学級になる。
9	藤の台	S 48. 4. 1	A	604 16	593 18	569 17	560 18	549 18	556 17	578 17	31	9	14		有		
10	緑ヶ丘	S 45. 4. 1	D	209 7	176 6	157 6	141 6	129 6	125 6	115 6	35	8	27				現在、既に小規模校、H10年からは全学年単学級になる。
11	本町田東	S 45. 4. 1	A	358 12	336 11	302 11	275 11	263 11	270 11	276 12	25	8	12	有 (2)			

※改善の目安 A…特に問題なし。 B…さほど問題なし。 C…7～11学級。 D…6学級。 E…19学級以上。

児童数からみた各校の通学区域の見直し 小学校一覧 (2)

NO	小学校名	開校年月日	改善の目安	H9年児童数 学級数	H10～15年までの児童・学級数推計						教室数			特認地域		飛び学区	留意事項
					H10	H11	H12	H13	H14	H15	保普	保特	余裕	地番	名簿		
12	原	S 52. 4. 1	C	368 12	352 12	326 11	304 11	276 11	258 8	238 7	27	8	15				H11年から小規模校になる。
13	南 第 一	M 6. 6.10	A	594 18	606 18	598 18	598 18	606 18	616 18	606 17	25	7	7				
14	南 第 二	M 6. 6. 1	A	527 17	518 17	496 15	471 14	447 13	442 12	421 12	27	6	8				
15	南 第 三	S 33. 4. 1	A	368 12	372 12	452 13	466 14	461 14	476 14	482 14	15	7	3				
16	南 第 四	S 43. 4. 1	E	572 18	565 18	570 18	652 19	662 19	686 20	698 20	30	7	10				
17	つくし野	S 47. 4. 1	C	268 11	264 10	258 10	259 10	275 10	286 11	286 11	24	6	13				現在、既に小規模校になっている。
18	小 川	S 50. 4. 1	A	524 17	501 16	487 15	477 14	468 13	463 13	466 14	24	10	7				
19	成 瀬 台	S 50. 4. 1	A	496 15	512 16	520 16	511 16	518 18	530 17	539 18	35	9	20	有			
20	鶴 間	S 52. 4. 1	A	321 12	335 12	343 12	351 12	364 12	392 13	418 13	21	6	9				
21	高 ケ 坂	S 53. 4. 1	A	303 12	303 12	297 12	312 12	318 12	330 12	339 12	12	9	0				
22	成 瀬 中 央	S 54. 4. 1	A	461 15	463 14	440 13	463 14	462 14	454 14	451 14	20	6	5				

※改善の目安 A…特に問題なし。 B…さほど問題なし。 C…7～11学級。 D…6学級。 E…19学級以上。

児童数からみた各校の通学区域の見直し 小学校一覧(3)

NO	小学校名	開校年月日	改善の目安	H9年児童数 学級数	H10～15年までの児童・学級数推計						教室数			特認地域		飛び学区	留意事項
					H10	H11	H12	H13	H14	H15	保普	保特	余裕	地番	名簿		
23	南成瀬	S 55. 4. 1	A	468 14	467 14	479 15	458 14	457 14	428 14	406 14	25	9	11				
24	南つくし野	S 55. 4. 1	A	393 13	388 13	395 13	377 12	374 12	359 12	356 12	26	9	12				
25	鶴川第一	M 42.10. 6	A	412 12	397 12	388 12	393 12	408 12	410 12	419 12	23	8	11				
26	鶴川第二	S 39. 5. 1	A	256 10	266 10	289 12	318 12	375 12	388 12	405 12	25	6	14				
27	鶴川第三	S 43. 1. 8	A	397 12	370 12	348 12	333 12	318 12	300 12	284 12	23	13	10				
28	鶴川第四	S 46. 4. 1	A	523 16	530 16	538 17	549 17	569 18	593 18	616 18	35	12	17				
29	金井	S 53. 4. 1	A	499 15	499 15	508 17	495 16	506 16	494 15	488 15	24	6	8		有		
30	大蔵	S 55. 4. 1	E	611 18	639 18	629 19	631 19	589 18	604 19	586 19	23	6	5		有 2		
31	三輪	S 57. 4. 1	B	655 19	651 19	642 19	619 19	600 19	583 18	569 18	21	7	2				開発状況があり、余裕教室が少ないということから鑑みると、将来、教室数が不足してくるおそれがある。
32	忠生第一	T 元. 9. 1	E	696 20	713 21	736 21	750 22	770 23	787 24	824 24	29	7	8				
33	小山田	S 27. 5.20	B	343 12	329 12	320 12	335 12	361 12	395 12	435 13	13	6	1	有			開発状況があり、余裕教室が少ないということから鑑みると、将来、教室数が不足してくるおそれがある。

※改善の目安 A…特に問題なし。 B…さほど問題なし。 C…7～11学級。 D…6学級。 E…19学級以上。

児童数からみた各校の通学区域の見直し 小学校一覧 (4)

NO	小学校名	開校年月日	改善の目安	H9年児童数 学級数	H10～15年までの児童・学級数推計						教室数			特認地域		飛び学区	留意事項
					H10	H11	H12	H13	H14	H15	保普	保特	余裕	地番	名簿		
34	忠生第三	S 37. 4. 1	A	425 13	428 13	412 12	433 13	435 13	434 13	414 13	26	7	11	有		有	
35	忠生第四	S 43. 4. 1	D	209 8	183 7	179 6	163 6	169 6	164 6	149 6	34	7	25				現在、既に小規模校、H11年からは全学年単学級になる。
36	忠生第五	S 43. 4. 1	D	317 12	272 11	248 9	226 7	218 7	205 6	203 6	26	8	13	有			H10年から小規模校、H14年からは全学年単学級になる。
37	忠生第六	S 44. 4. 1	D	303 9	276 9	236 8	216 6	205 6	192 6	186 6	29	9	20				現在、既に小規模校、H12年から全学年単学級になる。
38	忠生第七	S 51. 4. 1	C	392 13	364 12	339 11	303 10	285 10	270 9	240 8	24	6	10				H11年から小規模校になる。
39	木曾	S 52. 4. 1	D	275 12	261 11	240 10	229 9	218 8	205 7	189 6	21	7	9	有			H10年から小規模校、H15年からは全学年単学級になる。
40	山崎	S 55. 4. 1	B	415 12	406 12	388 12	389 12	386 12	360 12	340 12	21	6	6			有	
41	小山田南	S 59. 4. 1	A	819 23	751 22	692 20	642 19	593 18	568 18	569 18	32	8	7				
42	小山	M 6. 5. 1	E	732 20	742 22	736 22	739 22	776 23	834 23	866 24	31	8	10				
43	相原	M 7. 7.20	A	617 18	606 18	587 18	565 18	549 18	526 17	500 17	25	9	6				
44	大戸	S 58. 4. 1	C	462 15	410 14	361 13	300 11	266 10	231 9	216 8	19	6	4				H12年から小規模校になる。

※改善の目安 A…特に問題なし。 B…さほど問題なし。 C…7～11学級。 D…6学級。 E…19学級以上。

生徒数からみた各校の通学区域の見直し 中学校一覧(1)

NO	中学校名	開校年月日	改善の目安	H9年生徒数 学級数	H10～15年までの生徒・学級数推計						教室数			特認地域		飛び学区	留意事項
					H10	H11	H12	H13	H14	H15	保普	保特	余裕	地番	名簿		
1	町田第一	S 22. 4. 1	A	623 17	599 16	533 16	527 15	553 15	574 15	560 15	27	18	7	有			
2	町田第二	S 32. 4. 1	A	490 13	469 13	466 13	456 13	440 12	441 12	440 12	24	16	10				
3	町田第三	S 43. 4. 1	C	465 13	455 13	441 13	412 12	391 12	366 11	366 11	24	14	9			H14年から小規模校になる。	
4	南大谷	S 50. 4. 1	A	463 13	501 14	463 13	498 14	468 13	479 13	473 12	22	13	8				
5	本町田	S 50. 4. 1	D	383 11	331 10	290 9	252 8	236 8	205 6	183 6	27	15	15			現在、既に小規模校になっている。	
6	南	S 22. 4. 1	A	617 17	607 16	617 18	651 18	670 18	674 18	660 18	30	13	13				
7	つくし野	S 50. 9. 1	A	587 16	575 16	546 15	536 15	531 15	520 15	491 14	29	14	12				
8	成瀬台	S 54. 4. 1	A	567 15	539 14	511 14	467 13	473 13	458 12	461 12	31	15	15				
9	南成瀬	S 57. 4. 1	A	572 16	606 17	594 17	602 17	572 16	568 16	520 15	23	13	7				
10	鶴川	S 22. 4. 1	A	435 12	425 12	447 12	430 12	441 12	415 12	425 12	19	13	5	有		学校移転の計画があり、委員会を設置し、検討中。	
11	鶴川第二	S 48. 4. 1	A	586 16	610 17	591 16	600 16	588 15	595 15	571 15	28	14	12				

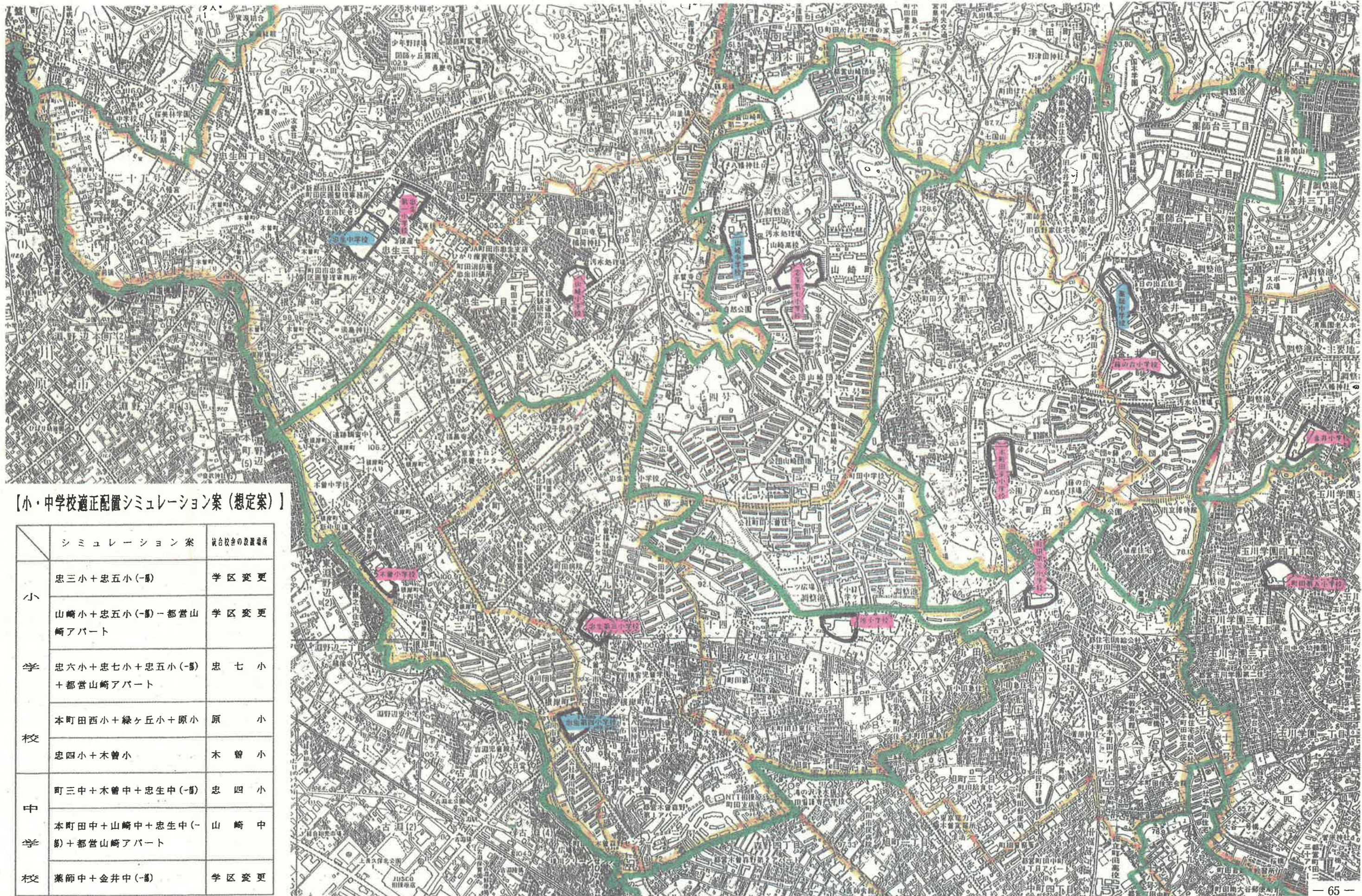
※改善の目安 A…特に問題なし。 B…さほど問題なし。 C…7～11学級。 D…6学級。 E…19学級以上。

生徒数からみた各校の通学区域の見直し 中学校一覧(2)

NO	中学校名	開校年月日	改善の目安	H9年 生徒数 学級数	H10～15年までの生徒・学級数推計						教室数			特認地域		飛び学区	留意事項
					H10	H11	H12	H13	H14	H15	保普	保特	余裕	地番	名簿		
12	薬師	S 46. 4. 1	C	435 13	406 12	413 12	386 11	377 10	325 9	299 9	28	13	14	有			H12年から小規模校になる。
13	真光寺	S 55. 4. 1	C	254 9	235 8	230 7	224 6	252 8	247 8	243 7	19	10	10				現在、既に小規模校になっている。
14	金井	S 59. 4. 1	B	473 13	461 13	448 12	444 12	460 12	436 12	423 12	14	11	1		有		開発状況があり、余裕教室が少ないということから鑑みると、将来、教室数が不足してくるおそれがある。
15	忠生	S 22. 4. 1	E	741 20	743 19	721 20	720 20	714 19	734 19	736 19	31	13	10	有	有		
16	山崎	S 54. 4. 1	C	481 14	446 13	389 11	345 10	293 9	259 8	243 8	20	12	5				H11年から小規模校になる。
17	木曾	S 58. 4. 1	D	292 9	275 9	246 8	221 7	211 6	202 6	201 6	17	12	8				現在、既に小規模校になっている。
18	小山田	S 59. 4. 1	A	736 20	724 20	687 19	666 19	609 17	563 16	508 14	21	13	1				
19	堺	S 22. 4. 1	A	627 18	614 17	573 16	556 15	536 15	547 15	525 15	20	13	2	有			
20	武蔵岡	S 58. 4. 1	D	232 6	228 6	224 6	231 7	220 7	199 7	157 6	9	8	3	有			現在、既に小規模校になっている。

※改善の目安 A…特に問題なし。 B…さほど問題なし。 C…7～11学級。 D…6学級。 E…19学級以上。

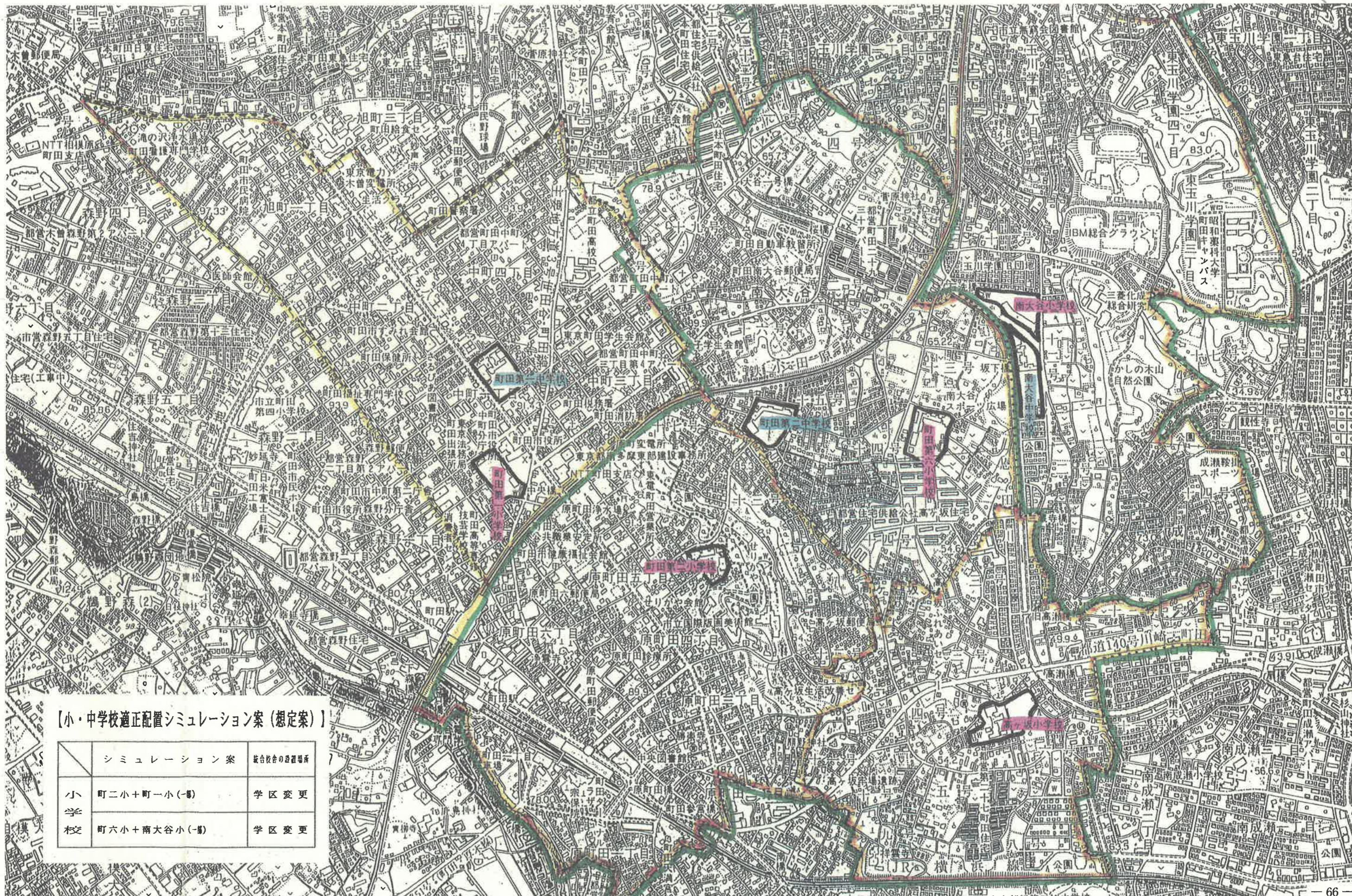
小・中学校通学区区域シミュレーション案



【小・中学校適正配置シミュレーション案(想定案)】

	シミュレーション案	統合校舎の設置場所
小	忠三小+忠五小(-部)	学区変更
	山崎小+忠五小(-部)-都営山崎アパート	学区変更
学	忠六小+忠七小+忠五小(-部)+都営山崎アパート	忠七小
	本町田西小+緑ヶ丘小+原小	原小
校	忠四小+木曾小	木曾小
	町三小+木曾中+忠生中(-部)	忠四小
中	本町田中+山崎中+忠生中(-部)+都営山崎アパート	山崎中
	薬師中+金井中(-部)	学区変更

小・中学校通学区区域シミュレーション案



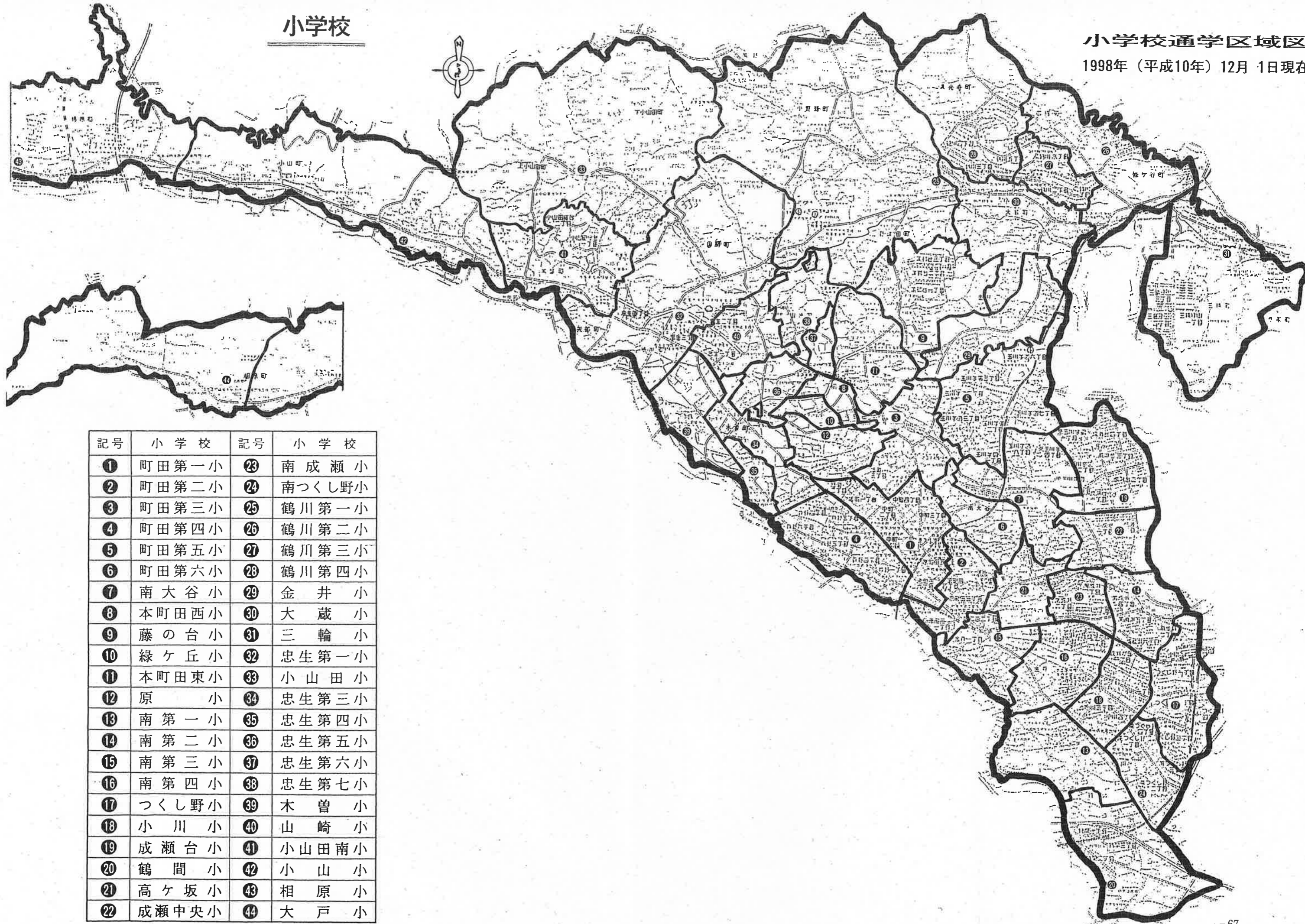
【小・中学校適正配置シミュレーション案(想定案)】

	シミュレーション案	統合校舎の設置場所
小学	町二小+町一小(-部)	学区変更
中学校	町六小+南大谷小(-部)	学区変更

小学校

小学校通学区域図

1998年(平成10年)12月1日現在

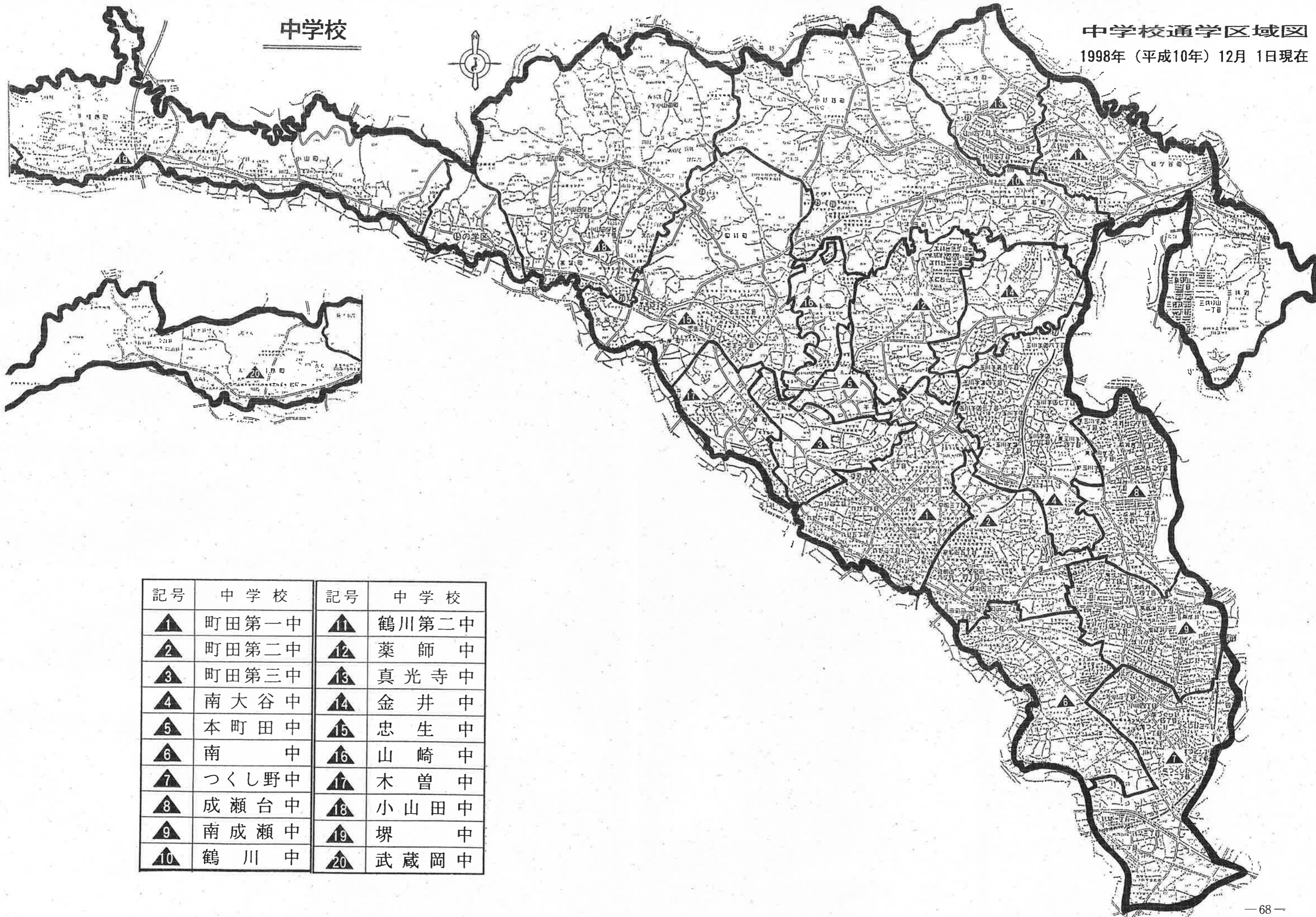


記号	小学校	記号	小学校
①	町田第一小	②③	南成瀬小
②	町田第二小	②④	南つくし野小
③	町田第三小	②⑤	鶴川第一小
④	町田第四小	②⑥	鶴川第二小
⑤	町田第五小	②⑦	鶴川第三小
⑥	町田第六小	②⑧	鶴川第四小
⑦	南大谷小	②⑨	金井小
⑧	本町田西小	③⑩	大蔵小
⑨	藤の台小	③⑪	三輪小
⑩	緑ヶ丘小	③⑫	忠生第一小
⑪	本町田東小	③⑬	小山田小
⑫	原小	③⑭	忠生第三小
⑬	南第一小	③⑮	忠生第四小
⑭	南第二小	③⑯	忠生第五小
⑮	南第三小	③⑰	忠生第六小
⑯	南第四小	③⑱	忠生第七小
⑰	つくし野小	③⑲	木曾小
⑱	小川小	④⑰	山崎小
⑲	成瀬台小	④⑱	小山田南小
⑳	鶴間小	④⑲	小山小
㉑	高ヶ坂小	④⑳	相原小
㉒	成瀬中央小	④㉑	大戸小

中学校

中学校通学区域図

1998年(平成10年)12月1日現在



記号	中学校	記号	中学校
▲1	町田第一中	▲11	鶴川第二中
▲2	町田第二中	▲12	薬師中
▲3	町田第三中	▲13	真光寺中
▲4	南大谷中	▲14	金井中
▲5	本町田中	▲15	忠生中
▲6	南中	▲16	山崎中
▲7	つくし野中	▲17	木曾中
▲8	成瀬台中	▲18	小山田中
▲9	南成瀬中	▲19	堺中
▲10	鶴川中	▲20	武蔵岡中

町田市立学校適正規模適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 町田市立学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員17名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 学識経験者 | 4名以内 |
| (2) 町内会・自治会関係者 | 3名以内 |
| (3) P T A等関係者 | 3名以内 |
| (4) 町田市議会議員 | 2名以内 |
| (5) 市立学校の教職員 | 3名以内 |
| (6) 町田市の職員 | 2名以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

町田市立学校の適正規模
適正配置等について
(答申)

発行日	1998年12月24日
編集	町田市立学校適正規模 適正配置等審議会
発行	町田市森野1-33-10 町田市教育委員会 教育部学務課
刊行物 番号	98-63